

別紙第1

情 報 計 画

要旨	<p>適時に適切な情報を収集し、これを適切に使用して、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に資することを目的とします。</p> <p>このため、情報要求を確立し、情報組織の構成、運用、業務を有機的に総合一体化し、情報収集活動を適切に行います。</p>
----	---

関連する計画等

なし

1 構想

(1) 方針、実施要領

項目 段階	情 報 要 求	
	最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求
平 素	1 避難が必要となる武力攻撃事態等の兆候 2 要避難住民に関する情報	1 避難実施に必要な事項 2 救援に必要な事項
緊急避難	1 ミサイル発射情報 2 異常な兆候の発見 3 使用された兵器の種類の特定 4 救急医療方法	1 被害状況 2 安否情報 3 除染剤、応急医療用医薬品 4 救急医療の体制
避難準備	1 武力攻撃の予測 2 住民の具体的な避難先 3 避難先までの交通機関 4 具体的な避難の段取り	1 その他避難実施に必要な事項 2 救援を行うのに必要な事項
避 難	1 避難の進捗状況 2 避難準備の進捗状況	1 救援状況 2 避難先地域の情報
避難生活	1 安否情報 2 被災情報 3 避難先地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況
復 帰	1 何時、どのように復帰するのか 2 復帰先の被害状況 3 復帰の進捗状況	1 安否情報 2 被災情報
生活再建	1 被害状況 2 復旧復興状況	1 県、他市町村の状況
避難受入	1 受入時期、住民数、経路等 2 受入の進捗状況 3 安否情報 4 受入地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況

別紙第1「情報計画」

(2) 情報活動の過程

町は、町の国民保護措置に必要な情報と住民に必要な情報を主動的かつ継続的に収集、分析し、提供します。

過程	内 容	
①情報要求の決定	対策の重点地域や具体的な対策の優先順位などを判断するために最も必要な情報を決定します。	
②収集項目・収集方法の決定	情報要求に対応するために収集しなければならない項目とその収集方法を判断します。	
③情報の収集	<p>どのような情報が必要かを踏まえて「具体的にどのような情報を集めるか」を判断します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部長等の決断に必要な情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安否情報 (2) 被災情報 (3) その他国民保護処置に必要な情報 2 すでに収集した情報だけでは状況判断を行うのに不十分、あるいは、すでに収集した情報は信頼性に疑問があり再確認する必要があるなどの理由から追加して収集すべき情報 3 他機関やマスコミ報道から入手した二次災害の発生など重大な事象や事故の事実を確認するための情報 	
④収集情報の処理	I 記録	(情報の受付) 情報カードなどに記録し、一連番号を付けて、情報一覧表に記録します。
	II 評価	情報の信頼性、正確性、重要度などについて判断します。
	III 分析	情報が対策上の観点からどのような意味を持っているかを判断し、情報カードにコメントとして添付します。
	IV 整理	市町村別や情報の種類ごとに整理します。
	V 提供	県、関係機関等に報告、通報します。
⑤情報の使用	<p>提供された情報を使用します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 状況の判断に使用します。 2 「情報」の共有 情報に対する認識、情報に対する対策本部としての処置、各機関が目指している方向や取組状況に関する情報の共有に使用します。 3 情報の受理及び伝達 必要とする相手に、必要とする内容を、必要とする時期に、正確に伝達することを相互に行います。 4 情報の使用に当たっての留意事項 情報の使用に当たっては、情報セキュリティー等、情報の保全に留意します。 	

(3) 情報収集体制の整備について

ア 情報の収集、分析を行う専門的な人材を育成します。

イ 国民保護に必要な情報管理手段を整備し、情報を常に最新の内容に整備し、使用可能な状態に保ちます。

2 各課等の役割及び情報の要求・要請

(1) 各課等の役割

各課等	役割と収集項目	備考
共 通	1 情報の収集、連絡、伝達体制の整備 2 緊急連絡体制の整備 3 各機関等との連携の確立	
	4 武力攻撃災害に関する兆候 5 緊急処理事態における災害に関する兆候 6 ゲリラ、特殊部隊の潜入情報 7 N B C R兵器使用の兆候 8 町所管施設の被害状況 9 避難所等への避難住民受入可能状況 10 運送業務に利用可能な公用車及び動員可能な運転手数等	入手の都度報告
	11 その他町長の命ずる項目、または対策本部長の求める項目	
総務課	1 報道機関の状況	
総務課 (消防防災担当)	1 町内及び周辺地域の総合状況 2 県及び各市町村、関係機関の活動状況 3 自衛隊の国民保護措置の実施状況 4 備蓄物資の需要・供給状況 5 特殊標章（赤十字標章を除く）の交付・使用状況 6 生活関連等施設の安全確保状況 7 被災情報 8 ガス（施設）の需要・供給状況 9 防災ヘリの活動状況 10 消防機関、消防団、自主防災組織等の活動状況 11 避難住民、収容施設の需要・供給状況 12 危険物質等の管理状況 13 救援物資の需要・供給状況	
(総務担当)	1 町有財産の被害・使用可能状況 2 町有車両の需要・供給状況 3 電話（施設）の需要・供給状況 4 職員の受入・派遣（要請）状況	
(財政担当)	1 国民保護措置関係予算見積り、措置状況	
ふるさと創生課 (情報交通担当)	1 物資運送状況（トラック、その他） 2 公共交通機関の運行に関する状況	
(広報担当)	1 写真等による情報、記録	
税 務 課	1 町税等の収入状況	
町民福祉課 (住民担当)	1 安否情報 2 町内在住外国人安否情報、避難状況 3 戸籍・住民登録・外国人登録情報	避難に必要な基礎数字

別紙第1「情報計画」

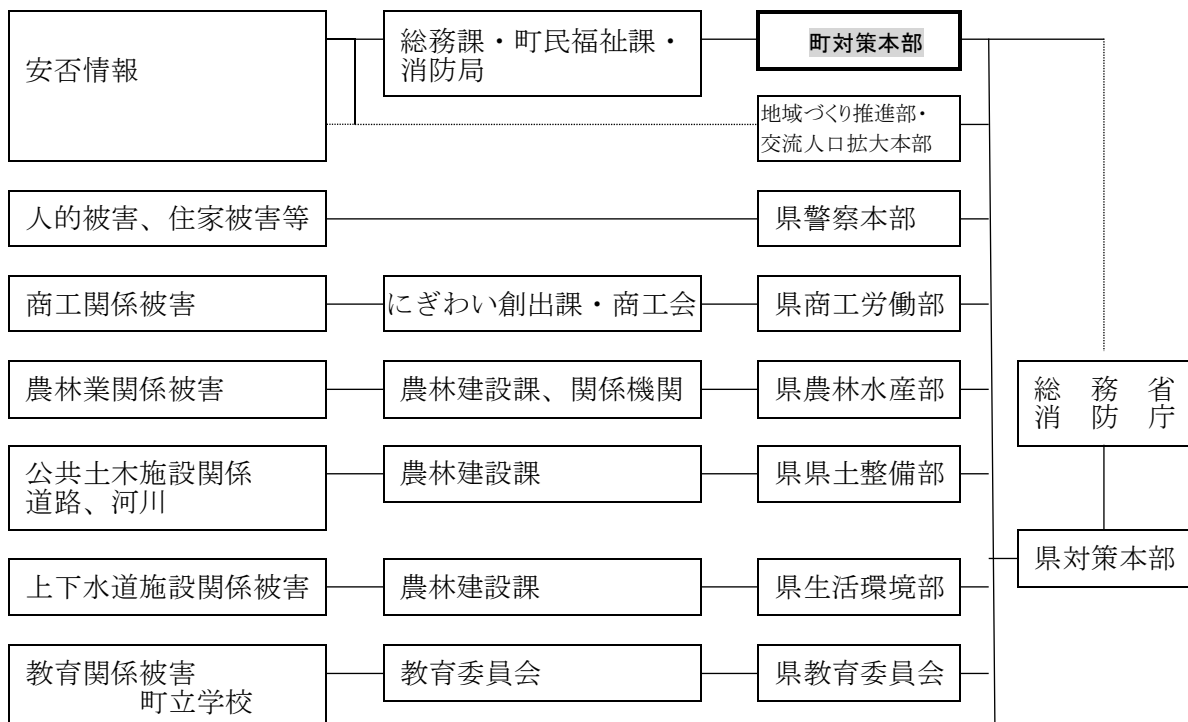
(福祉担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般診療所、医院等の被害・使用可能状況 2 災害時要援護者(外国人除く)に係る施設の被害・使用可能状況 3 医療、助産等の配置状況(医師・看護師・助産師等、医薬品・医療用資機機材、臨時医療施設) 4 一般診療所、医院患者・医師等の数、避難状況 5 一般診療所、医院救護班の派遣可能状況 6 災害時要援護者(外国人除く)の数、避難状況 7 災害時要援護者(外国人除く)に係る施設の避難状況 8 伝染病の発生・防疫状況 9 避難所の運営状況 10 避難施設の被害・使用可能状況 11 毒物・劇物等の管理状況 12 赤十字標章の交付・使用状況 13 赤十字の活動状況 14 ボランティアの受入・派遣状況 15 義援金品受入・要請・配分状況 	
(保健衛生担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品(被服、寝具その他)の需要・供給状況 2 埋葬、火葬の需要・供給状況 3 し尿処理状況 4 廃棄物処理状況 5 応急仮設住宅の需要・供給状況 6 入浴施設の需要・供給状況 7 住民生活状況 	
にぎわい創出課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関連の被害状況 2 避難住民の失業状況 3 観光客の数、避難状況 	避難計画に資するための概数
農林建設課 (農林担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業従事者の避難体制把握 2 食品の需要・供給状況 3 農林業関連の被害状況 4 家畜伝染病の発生・防疫状況 	
(地域整備担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の使用可能状況 2 土木資機材等の需要・供給状況 3 応急仮設住宅の需要・供給状況 	
(上下水道担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の需要・供給状況 2 水道水の水質状況 3 水道施設の被害状況 	
出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置に係る町費の出納に関すること 	
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 町立学校等の児童、生徒、教職員の数、避難状況 2 町立学校、給食施設等の被害・使用可能状況 3 文化財の保護状況 	
議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 町議会との連絡調整 	

別紙第1 「情報計画」

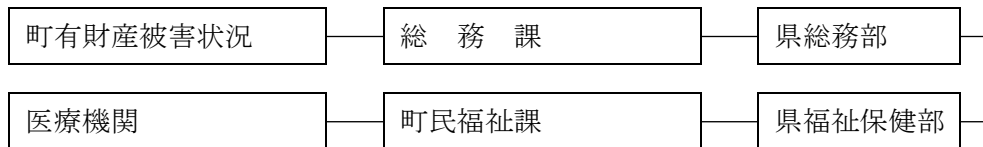
(2) 情報収集系統

町担当課	県担当部局	指定（地方）行政機関等
総務課	総務部 防災局 令和新時代創造本部 交流人口拡大本部 警察本部	内閣府、金融庁、法務省、公安調査庁 財務省（中国財務局鳥取財務事務所、神戸税関税関支署）、国税庁、気象庁（大阪管区气象台） 海上保安庁（第八管区海上保安本部境海上保安部） 総務省（中国総合通信局、総務省消防庁）、防衛省（陸自8連隊、海自舞鶴総監部、空自3輸送、鳥取地方協力本部） 総務省（中国総合通信局） 外務省 国家公安委員会、警察庁（中国四国管区警察局）
ふるさと創生課	令和新時代創造本部	厚生労働省（中国厚生局、鳥取労働局）
町民福祉課	福祉保健部 生活環境部	厚生労働省（中国厚生局、鳥取労働局）
農林建設課	県土整備部 農林水産部	国土交通省（中国地方整備局鳥取河川国道事務所） "（鳥取空港出張所） "（東京航空交通管制部） 国土地理院 農林水産省（中国四国農政局鳥取農政事務所） 林野庁（近畿中国森林管理局鳥取森林管理署）
にぎわい創出課	商工労働部	金融庁 経済産業省
教育委員会	教育委員会 交流人口拡大本部	文部科学省、文化庁

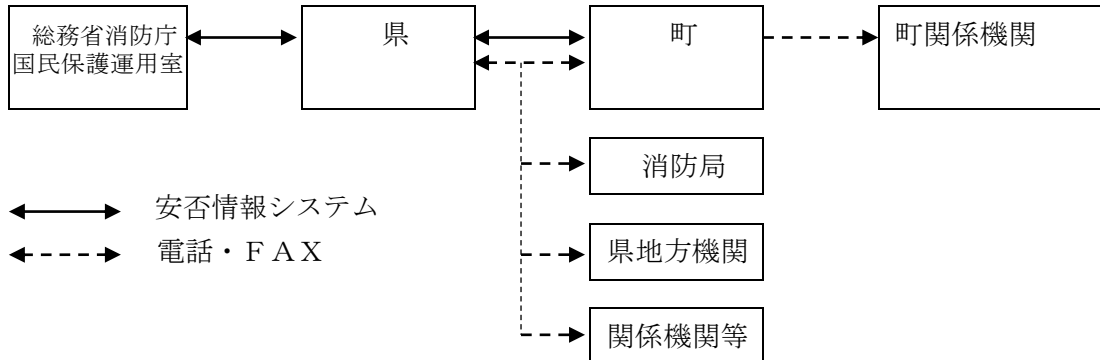
(3) 安否情報、被害情報の報告・伝達系統



別紙第1「情報計画」



(4) 安否情報、被災情報の報告・伝達手段



(5) 情報収集・伝達体制

段階	情報収集体制			
	体制	総務課	対策本部	各課
平素	通常監視	当直職員		
避難準備	非常監視		連絡員の派遣 A	連絡員の派遣 B
避難	非常監視		情報・ 広報班	
避難生活	非常監視			
復帰	非常監視			
生活再建	通常監視	当直職員		

連絡要員の派遣を求める基準

レベル	派遣元	業務内容
A	県対策本部、避難先市町村	情報交換、連絡調整
B	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関	

(6) 住民への情報提供

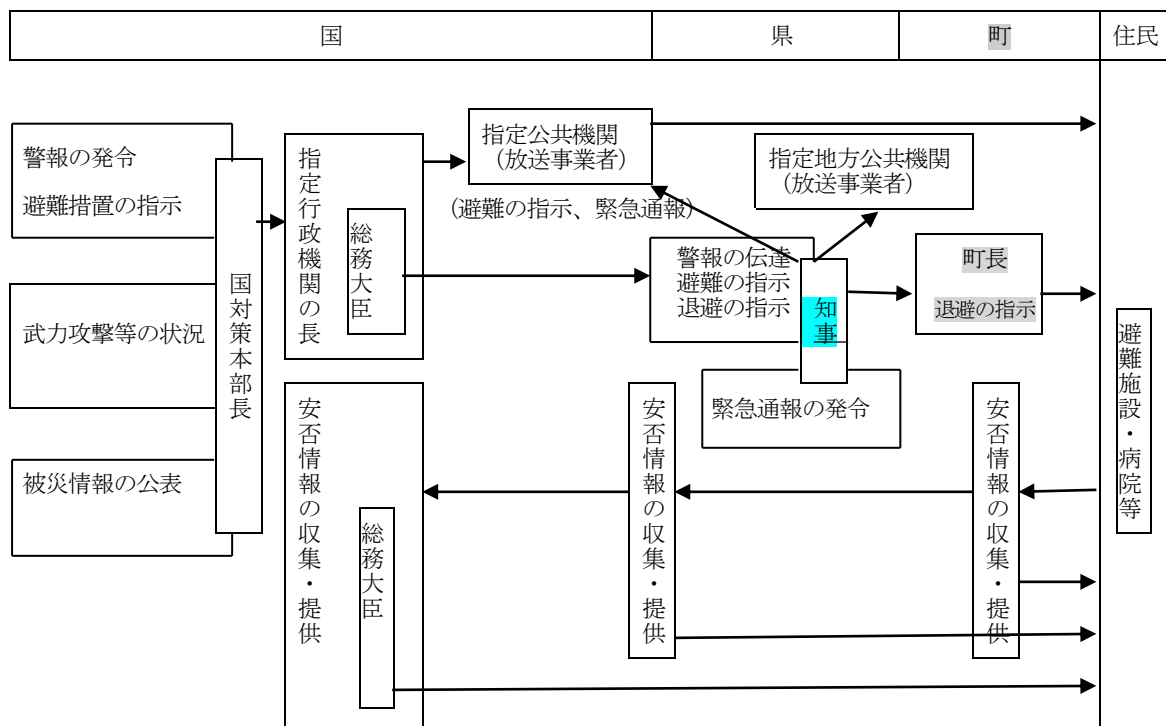
町長は、住民に対して、国民保護措置に関する正確で、かつ、十分な情報を提供し、住民の不安と混乱を防止します。この際、防災行政無線、エリアメール、インターネット、消防団及び自治会その他の適切な方法により、事態の推移に応じ、迅速に提供します。次の情報項目については、相手国等への情報提供による国民保護措置等への影響及び個人情報の保護を考慮し、慎重に検討の上、提供します。

情報項目	情報内容
国民保護措置を実施するに至った状況	相手国等、時期、場所、方法、現状、今後の予測、被害想定

別紙第1 「情報計画」

国民の保護のための措置に関する情報	実施時期、場所、方法、現状、今後の予測
武力攻撃等の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃等の状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) どのような武力攻撃等が行われたか 2 武力攻撃災害等の状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火災、建物の破壊、死傷者の発生状況等 3 国民の保護のための措置の実施状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民の避難状況 (2) 交通機関や道路の状況 (3) 臨時に設けられた収容施設や診療所等の状況 4 被災情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害の統計的情報
危険情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 武力攻撃事態等の現状及び予測 (2) 武力攻撃事態等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域 (3) 住民及び団体等に対し周知させるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・避難措置の指示が発令される見込み ・住民の心掛け 2 緊急通報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 武力攻撃災害等の現状及び予測 (2) 住民及び団体等に対し周知させるべき事項
個人に関する情報	安否情報

住民への情報提供系統図



※ 弾道ミサイル発射に係る全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、国が判断した場合、情報を伝達する必要がある地域に対して、防災行政無線（屋外拡声器等）や緊急速報メール等で直接住民に弾道ミサイルの発射情報の伝達や避難の呼びかけがあります。

(1) 日本の領土・領海に落下する可能性がある場合と判断した場合

別紙第1「情報計画」

- ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
- ② 直ちに避難することの呼びかけ
- ③ 落下情報等についての情報
- ④ 追加情報

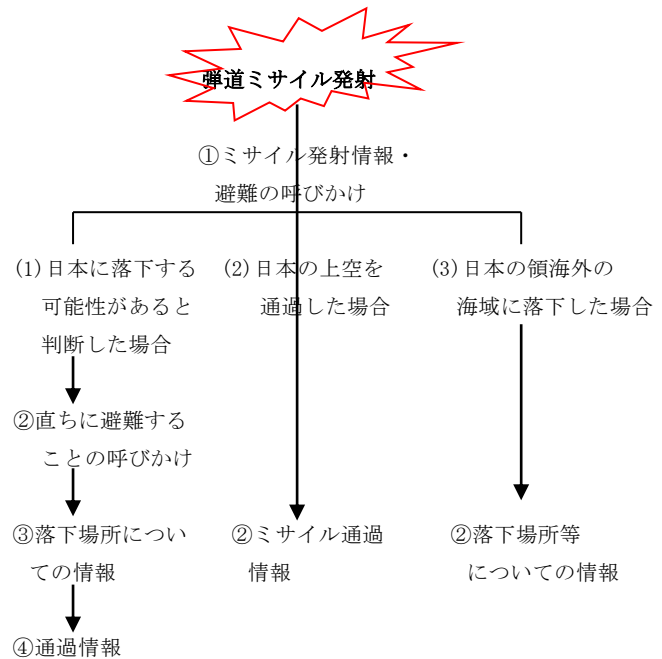
(2) 日本の上空を通過した場合

- ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
- ② ミサイルの通過情報

(3) 日本の領海外の海域に落下した場合

- ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
- ② 落下場所等についての情報

※伝達される情報の内容



この場合、下記の通り住民の具体的な避難行動について、あんしんトリピーメール等での伝達や防災無線等の広報手段によって発射情報等初期情報の情報伝達に努めるとともに、引き続いて避難行動をはじめとした住民の取るべき行動について迅速に周知し、安全の確保に努めます。

例文（※状況により文面や内容を変更することがあります。）

- 屋外にいる場合 「できる限り頑丈な建物や地下に避難してください。
- 建物がない場合 「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。
- 屋内にいる場合 「窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。

(7) 避難に関する情報の収集

情報の収集手段	情報の収集内容
ヘリコプターテレビ電送システム（県所有ヘリに限る）	県対策本部の指示により、状況調査等映像を各受信端末装置へ配信します。
防災情報提供システム	想定される救援実施場所の気象情報等を収集します。
消防吏員	武力攻撃災害の兆候発見等について消防吏員から受報します。
海上漁船	各漁業協同組合に対して警報等を伝達するとともに、県指導用海岸局（境港無線局）を通じて洋上の漁船を確認します。

(8) 武力攻撃災害の兆候の通報

ア 消防吏員等の通報

武力攻撃災害兆候を発見した者から通報を受取けた消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村長に通報し、市町村長に通報することができないときは、速やかに知

別紙第1「情報計画」

事（危機管理局）に通報するものとします。

イ 市町村長の通知

市町村長は、消防吏員等から通報を受け、武力攻撃災害等及びその兆候と対処の必要を認めたときは、速やかに知事（危機管理局）に通知するものとします。

ウ 知事の通知

通報・通知を受けた知事（危機管理局）は、必要と認めた場合、その旨を関係機関・団体へ通知します。

(9) 安否情報

安否情報の収集・整理・報告に関しては、消防庁が運用する安否情報システムを利用します。

ただし、安否情報システムが利用できない場合は、電子メール・ファクシミリ・電話等を利用します。

ア 安否情報の収集

(ア) 収集項目

避難住民(負傷・疾病の住民も含む)	氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍（日本国籍を有しない者に限る。）その他、個人を識別するための情報、負傷又は疾病の状況、現在の居所、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報、照会に対する回答に関する同意 ・親族・同居者への回答の可否 ・知人への回答の可否 ・親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の可否
死亡した住民	氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍（日本国籍を有しない者に限る。）その他、個人を識別するための情報、死亡の日時、場所及び状況、死体の所在、照会に関する家族等の同意

(イ) 市町村長が行う安否情報の収集

町（町民福祉課）は、県その他関係機関と協力し、以下のとおり安否情報を収集するものとします。

- ・避難住民の誘導の際、避難住民等から任意で情報収集
- ・避難住民名簿の作成による情報収集（住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に作成）
- ・東部消防局からの情報収集
- ・町が管理する学校等からの情報収集
- ・警察署への照会
- ・安否情報を保有する運送機関、医療機関、大規模事業所等の関係機関への協力要請（当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意）

a 避難住民から任意で情報収集する場合の留意事項

情報収集に際しては、安否情報の開示について同意する場合、併せて同意を得るものとします。

この場合における同意の方法については、原則として、包括的に安否情報を開示するか

別紙第1「情報計画」

否かについての同意を得るものとします。（開示する安否情報の種類を限定したり、開示する対象を限定するなどの同意については、やむを得ない場合に限り行います。）

なお、安否情報の開示について同意を得たことを証明するため、安否情報の収集時にできる限り本人自筆の署名、押印等を求めるものとします。

イ 安否情報の整理

町（町民福祉課）は、収集した安否情報を集約、整理します。

この際、できる限り重複を排除するなど情報の正確性確保に努め、必ずしも真偽が定かでない情報などについては、その旨がわかるよう整理します。

ウ 安否情報の報告

町（町民福祉課）は、以下のとおり、整理した情報を知事（地域振興部・文化観光局）に報告します。

(ア) 報告の方法

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号）（以下「安否情報省令」という）に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを用いて行います。

ただし、事態が急迫している場合、その他この方法によることができない場合には、口頭や電話その他の方法により安否情報の報告を行います。

(イ) 報告の時期

- a 安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたびに逐次行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、町長の判断により、取りまとめた情報を知事に報告するものとします。
- b 知事は、必要に応じ、町長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定します。
この場合、町長は当該時期に従って報告するものとします。
- c 知事は、特に必要があると認める場合には、町長に対し、死亡者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めます。この場合、町長は求められた安否情報について断片的であっても報告するものとします。

カ 安否情報の回答、提供

(ア) 安否情報の照会の受付

- a 町長（町民福祉課）は、安否情報照会窓口を設置し、所在地、電話及びファクシミリ番号、メールアドレス等を住民へ周知します。
- b 住民は、安否情報を照会する場合には、安否情報省令に規定する安否情報照会書（様式第4号）に必要事項を記載し、安否情報照会窓口へ提出することとします。
ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある者や遠隔地に居住している者など書面の提出によることができない者については、口頭や電話、メール等による照会も可能なものとします。

別紙第1「情報計画」

安否情報省令様式第4号の記載必要事項	受付に当たっての留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・照会をする理由 ・照会に係る者を特定するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・口頭、電話による照会にあつては、記載必要 ・安否情報を保有しているかどうか早急に判明する場合にあつて、当該情報を保有していないときは、その旨を伝えること ・必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書等）の提出、提示を求めること（窓口における書面の提出以外の場合にあつても同様）

(イ) 安否情報の回答及び提供

a 回答の可否

町長（町民福祉課）は、以下の区分に従い、安否情報の回答及び開示を行います。

回答の要件	回答項目	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・当該照会に係る安否情報を保有、整理していること ・当該照会が不当な目的によるものではないこと ・安否情報が不当な目的に使用されるものではないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報 ・死亡、負傷の情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・「不当な目的」とは他人の安否を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにも関わらず、その安否情報を探索しようとするをいいます。（例）債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出す、等 ・「不当な目的に使用」（例）住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売、等
<ul style="list-style-type: none"> ・照会に係る者の同意を得たとき ・その他公益上特に必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・(国籍) 	<ul style="list-style-type: none"> ・照会に係る者の同意については、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集時に併せて同意を得るものとします。 ・「公益上特に必要があると認めるとき」とは、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性の方がより高いと判断されるときを報道機関に安否情報を開示する場合においても、「居所」について具体的な地番までは示さず、「町内の避難所、診療所」等にとどめる、「負傷又は疾病の状況」について「重症」、「全治○週間」にとどめる等、個人情報の保護に配慮します。

b 回答の方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する安否情報回答書（様式第5号）に必要な事項を記載した書面を窓口で交付することにより行います。

ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ等を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とします。

安否情報を回答した場合は、照会者の氏名、連絡先等、回答した安否情報の内容、回答を行った担当者等を記録します。

(ウ) 個人の情報の保護への配慮

a 町長（町民福祉課）は、安否情報データの管理を徹底するとともに、個人情報である安

別紙第1「情報計画」

否情報の取り扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底します。

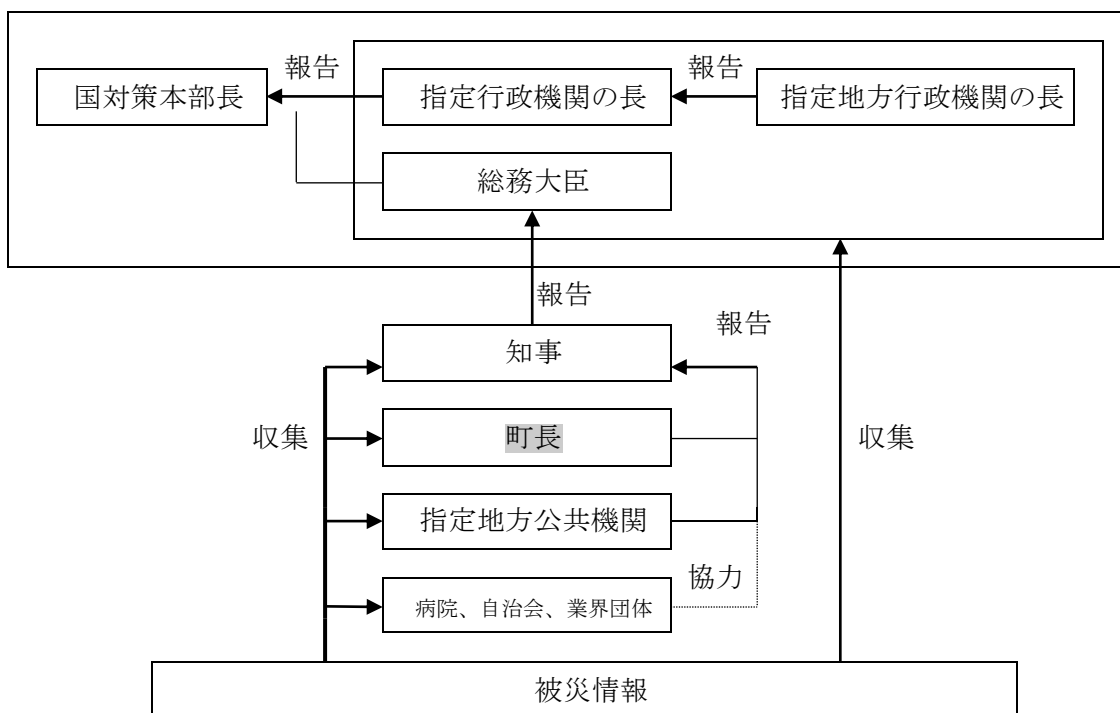
b 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

(エ) 日本赤十字社に対する協力

町（町民福祉課）は、日赤県支部の要請があったときは、要請に応じ保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮します。

(10) 被災情報



ア 被災情報の収集

町（各担当課）は、町内において武力攻撃災害が発生した場合には、関係機関と連携して、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、対策本部へ集約します。

イ 被災情報の報告

町（総務課）は、町内において武力攻撃災害が発生した場合には直ちに県（防災局）に対し、第一報を報告するとともに、収集した被災情報について、できる限り速やかに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告します。

ウ 収集項目

被災情報の収集項目、報告様式は、以下のとおりです。

ただし、弾道ミサイル攻撃等、特に緊急を要する場合の被災情報の報告は、別途消防庁により示された様式に基づき行うものとします。

年 月 日に発生した	による被害（第 報）						
年 月 日 時 分	若 桜 町						
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 年 月 日 時 分 (2) 発生場所 鳥取県八頭郡若桜町大字 番地 (北緯 度 分、東経 度 分)							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
地 名	人的被害				住家被害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
(人)	(人)	重 傷	軽 傷	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

町 名	年月日	性別	年齢	概 況

(11) 関係資料の基礎調査

国民保護計画や避難マニュアルなどの修正に必要な、次に掲げる基礎調査を実施します。

- ア 住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別人口のデータ）
- イ 町内の道路網のリスト（避難経路として想定される国道、県道、町道等の道路リスト）
- ウ 運送力のリスト（運送事業者の保有する運送力のデータ、バス網等）
- エ 避難施設のリスト（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- ※ データベース策定後は、当該データベース
- オ 備蓄物資、調達可能な物資リスト（備蓄物資の所在地、数量、町内の主要な民間事業者のリスト）
- カ 生活関連等施設のリスト（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- キ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ク 自治会等の連絡先等一覧（代表者及びその代理者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- ケ 消防機関のリスト（消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト）

3 地図

(1) 使用する地図

- ア 若桜町WebGIS（Geographical Information System）
- イ 鳥取県防災対策地図（1/25,000、平成15年3月作成）による表示
- ウ 国土地理院発行地形図（1/25,000）による表示

※ 使用に当たっては、修正測量年に注意し、できる限り最新の地図を使用します。

(2) 位置の表示

座標（緯度経度）と地先を使用します。優先は、座標表示とします。

※ 世界測地系に基づく緯度経度表示とします。

例： 若桜町役場

①地先 若桜町大字若桜801番地5

②座標 緯度 35. 2023 経度 134. 2430

別紙第1「情報計画」

③座標表示 352023、1342430

(3) 記号・符号

被害状況などの表示に使用する記号・符号は統一されたものを使用します。

4 報告、通報

対策本部は、県対策本部及び各課に対し、適時、状況等に関する情報を報告、提供します。

(1) 報告通報項目

項目	報告・通報内容	様式
政府機関に対する被害状況等報告事項	1 武力攻撃災害即報	第1号様式(その1) 第2号様式 第1号様式(その2) 第3号様式(1)(2)
町における被害状況収集	1 町の公有財産被害状況調 2 社会福祉施設等の被害状況調 3 一般被害状況調 4 一般被害の内訳 5 災害救助法適用状況 6 災害救助法適用状況 7 商工関係被害状況調 8 農林業関係被害状況調 9 土木関係被害状況調 10 町立学校等被害状況調 11 被害状況調	別表1 別表3 別表4 (付表1) (付表2) (付表3) 別表5 別表6 別表7 別表9 別表10

(2) 緊急報告(通報)

状況の変化、極めて重大な損害等、緊急を要する事項を速やかに報告(通報)します。

(3) 受領報告

住民の保護に関する重要な指示等を受領した場合、これを受領し、かつ、正確に理解したことを発信者に対し速やかに報告します。

(4) 実行報告

指示の受領者が、町対策本部長に対し実行状況を報告するために行います。これは、通常、指示事項を終了したときに行いますが、指示事項実行中に町対策本部長が新たに重要な決定を行ったとき、重要な段階に到達したとき等、その途上においても積極的に行います。

別紙第2

平素の段階の計画

要旨	武力攻撃事態等が認定されるまでの間の、国民保護措置の準備を実施する段階で、以下のとおり対処します。 ① 国民保護に係る計画、体制等を整備し、情報を収集します。 ② 国民保護関係機関・団体の連携を強化します。 ③ 国民保護に係る備蓄、訓練、広報等を行います。
----	---

関連する計画

避難住民誘導計画、町立学校避難計画
避難所開設・運営マニュアル、福祉避難所開設・運営マニュアル

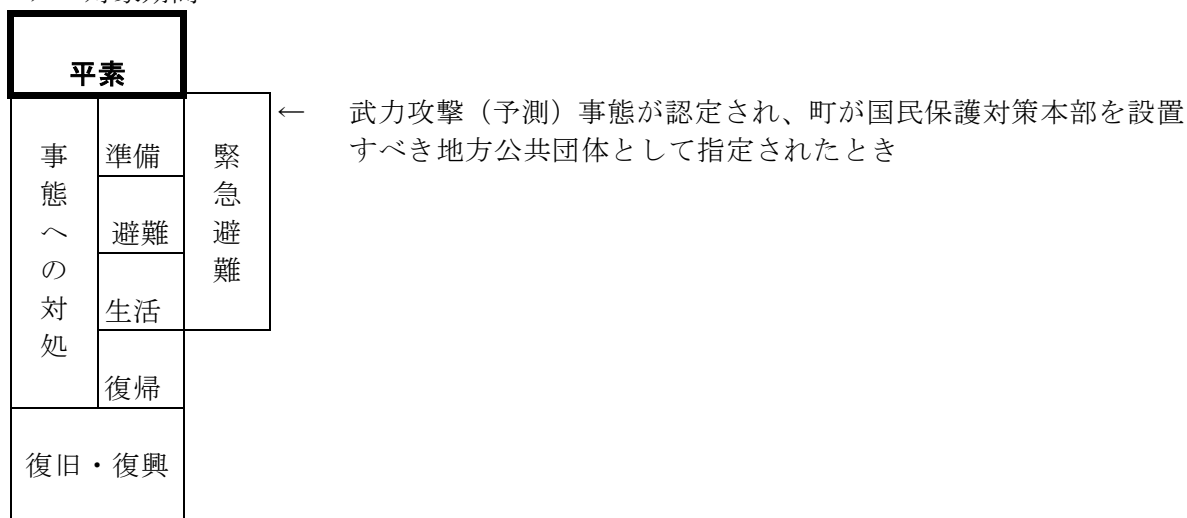
避難タイプとの関連

各避難タイプによる差はありません。 共通で、情報の収集、訓練、広報、備蓄等を行います。
--

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

県、町に対する対策本部設置の指定がなくても、突発的に武力攻撃災害が発生する危険性を念頭において行動する必要があります。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」を参照

2 構想

(1) 活動方針

町は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の体制の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、関係機関との連携、情報の伝達体制の整備及び住民への普及啓発を重視します。

(2) 実施要領

ア 継続的な情報収集

(ア) 継続的な情報の収集、整理分析により不測の事態に備え、武力攻撃災害等が発生した場合、主動的な対処が行えるよう準備します。

(イ) 警報等について、住民及び関係機関に迅速確実に伝達できるよう平素から体制を整備します。

イ 実施体制の確立

(ア) 関係機関との相互の連携協力体制

町における国民保護措置の的確な実施と関係機関との国民保護措置の調整のために、平素から関係機関との相互の連携協力体制を構築します。

(イ) 国民保護措置に係る施設、設備等の整備と安全対策

(ウ) 職員及び住民の普及啓発

(エ) 国民保護訓練の実施

(オ) 国民保護計画に関連するその他の計画等の作成

a 計画の作成

国民保護措置の実施に必要なその他の計画及びマニュアル等を作成します。

b 計画の検証、修正等

国民保護訓練の実施成果に基づき、国民保護計画及びその他の計画等を随時適切に修正します。

ウ 避難の準備

被害想定に基づき、町内における運送必要量の見積もり、避難住民誘導計画の策定、避難住民誘導體制の整備を図ります。

また、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。

エ 避難住民等の救援の準備

町長は、県が行う救援を補助し、又は連携して実施するため、必要な物資の備蓄、体制の整備、資機材の充実などを準備するとともに、救援事務の法定受託について、あらかじめ県などと協議します。

オ 武力攻撃災害の予防、対処準備

(ア) 第一報、緊急通報、被災情報等の伝達の準備

(イ) 応急措置の準備

(ウ) 消防活動の準備

(エ) 危険物質等に係る武力攻撃災害の予防

町内の危険物質等の保管場所、種類、量等について把握し、危険物質等に係る武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

カ 住民の生活の安定

武力攻撃事態等における物資の不足や物価の高騰に、迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関との連携など体制を整備します。

また、上水道などライフラインの維持に必要な資機材、体制等の整備を実施します。

3 町の役割

課 名	事 務 又 は 業 務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務
総 務 課 (防災担当)	1 国民保護計画、体制等整備 2 国民保護措置に係る県との連絡調整 3 警報等の住民への伝達体制の整備 4 住民の避難誘導に関する体制の整備 5 避難・避難受入体制の整備 6 備蓄の実施 7 訓練の実施 8 住民への普及啓発 9 町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
(総務担当)	1 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関する体制整備 2 職員の活動支援、安否、補償等に関する体制整備 3 人権擁護体制等の整備、啓発 4 自治会との連絡調整・支援 5 市町村役場仮庁舎・現地対策本部の設置場所・資機材等の準備 6 その他各課の事務に属さないこと
(財政担当)	1 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 3 町有財産・車両等の整備・管理
ふるさと創生課 (情報交通担当)	1 運送の調査、計画、手配・体制整備等
(広報担当)	1 国民保護に係る広報・広聴 2 写真等による情報の記録・収集等 3 報道機関との連絡調整
税 務 課	1 町税・諸収入減免制度等の制定、周知
町民福祉課 (住民担当)	1 避難住民の誘導に係る調査、計画、体制整備等 2 安否情報の収集・提供体制の整備等 3 戸籍等の保護、火葬等の許可に係る体制整備 4 外国人保護体制等の整備
(福祉担当)	1 高齢者、障害者、乳幼児等の避難・救援体制の整備 2 避難所・集合施設等の開設・運営体制整備等 3 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関する体制整備 4 感染症の予防、対策及び調査、計画、資機材・体制整備等 5 ボランティアの支援・調整体制の整備 6 保育所園児の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等 7 保育所園児の応急保育に関する調査、計画、体制整備等 8 赤十字標章等の使用許可申請準備 9 義援金、救援物資の収配体制の整備等 10 他課に属しない生活支援及び保護
(保健衛生担当)	1 生活必需品の給与・確保体制の整備等 2 住民の健康維持、保健衛生の体制整備

	<ul style="list-style-type: none"> 3 入浴施設、トイレ等確保、提供の調査、計画、体制整備 4 食品衛生、水質検査等の体制整備 5 死体処理、火葬、埋葬の体制整備 6 廃棄物、し尿の処理体制の整備 7 有毒物質等の保安体制整備 8 生活関連物資等の価格安定体制整備
にぎわい創出課	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工業関係の被害調査・対策に関する体制の整備 2 就職支援に係る体制整備等 3 観光施設等との連絡調整
農林建設課 (農林担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 食品の給与・確保体制の整備等 2 農林業関係の被害調査・対策に関する体制の整備 3 農林道の状況確認・確保・情報提供体制の整備 4 家畜防疫、へい獣処理等の体制整備 5 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達体制整備
(地域整備担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路などの状況確認・確保・情報提供・除雪等の体制の整備 2 応急仮設住宅等の手配・建設・供与体制整備 3 ライフライン（電気、電話）の確保に関する体制整備等 4 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等に関する調査、計画、資機材・体制等の整備 5 河川、砂防、急傾斜地、治山施設等の状況把握、対策に関する体制整備等 6 公共土木施設等の状況把握、対策に関する調査、体制整備等 7 用地の確保、土地の使用・提供等に関する調査、体制整備等 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する調査、体制整備等 9 土木資機材等の手配に関する調査、計画、体制整備等 10 建築の制限、緩和等に関する体制整備等 11 被災者住宅再建支援制度等の整備 12 特殊車両の通行許可に要する調査等 13 町営住宅の調査・提供・応急復旧準備 14 建設業団体との連絡調整
(上下水道担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 上下水道の被害調査・応急復旧・給水体制の整備等
出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達に係る制度などの整備
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等 2 児童生徒の応急教育に関する調査、計画、体制整備等 3 町立学校への警報等の伝達体制整備等 4 避難施設の確保、開設、運営に関する調査、計画、体制整備等 5 文教施設等の状況把握、対策、提供に関する調査、体制整備等 6 文化財の調査・保護準備 7 各課の応援
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 町議会に関すること 2 各課の応援

4 活動要領

(1) 情報

ア 情報の収集、整理

(ア) 要領

「通常監視体制」をとり、県（危機管理局）等から寄せられる情報を収集、整理、分析します。

情報収集は、防災当直等により24時間体制で行います。

(イ) 情報収集項目、収集体制

別紙第1「情報計画」を参照。

なお、平素の情報収集に当たっては、個人のプライバシー等を侵害することがないように配慮するとともに、不正利用や流出が生じることがないように管理します。

イ 警報等の迅速確実な伝達の準備

町は、警報等を迅速確実に伝達できるよう体制、機器等を整備します。

(ア) 警報等の通知に係る県（危機管理局）、関係機関との連絡体制、機器等

(イ) 警報等の住民への伝達に係る町内の体制、機器等

ウ 安否情報、被災情報収集のための準備

町（総務課）は、町内の安否情報、被災情報について、的確かつ迅速に収集できるよう、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織など関係機関との連絡調整など町内の体制を整備するとともに、報告すべき事象、報告先などの周知を図ります。

エ 通信

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線、総合行政ネットワーク（LWAN）等の情報通信手段の的確な運用、管理。

また、平素から非常通信の実施に備えて非常通信協議会など関係機関との連携を図ります。

オ 避難実施要領のパターンの作成

町（総務課）は、県（危機管理局）、東部消防局、郡家警察署など関係機関と緊密な意見調整を行い、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。

この際、季節の別（冬期間の避難方法、季節ごとの観光客数）等について配慮し、複数のパターンを作成します。

(2) 実施体制

ア 町の国民保護体制の準備

町は、必要に応じ速やかに国民保護体制へ移行することができるよう、平素から準備を行います。

(ア) 町長（総務課）は、平素から国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織・体制を整備します。

(イ) 町長（総務課）は、非常参集体制を構築し、あらかじめ職員に周知します。

(ウ) 町長（各課）は、平素からそれぞれ所掌する国民保護措置の計画・マニュアルを作成し、所要の情報を収集し、関係機関・団体との事前連絡、協議を実施します。

(エ) 緊急を要する弾道ミサイル攻撃に対して、ミサイル発射予告や国からの確度の高い情報が提供された場合、情報連絡会議等で県と情報共有に努めます。

イ 国民保護対策本部の設置準備

(ア) 対策本部の設置準備

町長（総務課）は、必要に応じ速やかに対策本部が設置できるよう、平素から組織、資機材等の準備を完了します。

(イ) 対策本部の設置が指定されていない場合の対応

対策本部会議に準じて行うものとし、事案に応じては、「町危機管理対応指針」に基づ

き、緊急対応チーム、警戒本部により対応します。

a 緊急対応チームの招集、警戒本部の設置

政府が対処基本方針を定め、武力攻撃(予測)事態を認定した場合、町(総務課)は、「町危機管理対応指針」に基づき、以下のとおり対応します。

状 況	対 応
1 武力攻撃やテロ攻撃等の可能性の高い情報を入手したとき。 2 警報が発令されたとき	対策本部 警戒本部の設置
1 武力攻撃(予測)事態の対象となる地方が中四国地方 又はこれに隣接する地方の場合 2 武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生のある 場合	
1 武力攻撃(予測)事態の対象となる地方が中四国地方 及びこれに隣接する地方以外の地方の場合 2 県外で警報が発令されたとき	緊急対応チームの招集

b 初動方針の決定

緊急対応チーム、警戒本部は、速やかに第1回会議を開催します。

目 的	項 目
認識の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃(予測)事態の内容 ・各課の状況 ・国、県、指定(地方)行政機関、指定(地方)公共機関の状況
初動活動方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の強化 ・国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認

※ 警戒本部：町長以下課長レベルを想定

緊急対応チーム：総務課長以下所管担当レベルを想定

(ウ) 対策本部設置の指定要請

町長(総務課)は、対策本部の設置を必要と認めたときは、知事(危機管理局)に対し、
内

閣総理大臣に対する対策本部を設置すべき町としての指定の要請を求めます。

ウ 関係機関との相互の連携協力体制の構築

町内及び町を所管する国民保護関係機関は、平素からそれぞれの国民保護体制を整備するとともに、連絡会議の開催、訓練の実施などを通じて、相互の情報共有、連絡体制の整備を図ります。

- (ア) 連絡窓口の設定
- (イ) 相互応援協定等の整備と必要な情報の収集
- (ウ) 広域応援体制の整備
- (エ) 運送体制の整備、運送能力の把握
- (オ) 救援体制の整備
- (カ) 国民保護訓練の実施

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

町長(総務課)は、県及び関係機関と連携し、国民保護に要する物資、資機材等をリスト

アップ、備蓄、整備するとともに、各種補給品の調達方法、備蓄物資の運用方法等について、必要な協定などあらかじめ体制を整備します。

イ 補給支援組織の整備

町は、県、関係機関・団体と連携し、町内の臨時物資集積所として活用できる施設、補給幹線として活用できる経路等を調査し、整備、調整など必要な準備を行うとともに、炊き出し等について協力を要請します。

ウ 各補給品の把握

町は、県と連携し、市町村における各補給品の需給を見積もります。

補給品	把握など
食品	1 町は、町内の食品供給可能数量を把握します。
燃料	1 町は、現存の保管場所と量を把握します。 2 この際、火災・爆発の危険性に注意します。
復旧資材等	1 町は、応急仮設住宅用資機材及び応急修理資機材の供給可能数量を把握します。 2 土木資機材等の需給対策について、平素から物品、数量等を把握します。 3 若桜町建設業協会等との連絡網等を確認します。 4 避難に必要な応急復旧資機材については、計画的に分散配置します。
日用品、嗜好品	1 町は、町内の供給可能数量を把握します。
衛生資機材	1 町は、町内の各医療機関等の備蓄量を把握します。
給水	1 町（農林建設課）は、給水施設位置及び車両、設備等を把握し、汚染された水源の検知体制を確立します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

運送手段の確保、運用については、県（令和新時代創造本部、商工労働部）が一元的に行うこととされ

ていますので、町は、県などと連携し、町における運送手段の確保、手配、受入の準備など、必要に応じた確かつ迅速に人員・物資運送を実施できるよう準備します。

イ 運送支援施設の整備

町長（農林建設課・にぎわい創出課）は、県と連携して、町内の道路、施設等の状況確認及び

必要な整備を行います。

ウ 運送業務

(7) 避難実施要領のパターンなどの作成

a 運送計画等の作成準備

町（総務課、農林建設課）は、あらかじめ町における運送、交通規制及び町内の道路状況（特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等）等を確認します。

また、冬季においては道路の積雪情報を把握し、除雪体制を整備します。

① 運送力配分計画

避難住民の規模に基づく各種運送力の配分についての概要を作成します。

② 道路使用計画

次の事項を検討し、道路使用の概要を作成します。

- 1 道路状況の把握
- 2 特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等の把握と、住民避難用道路と武力攻撃対策のための自衛隊道路の検討
- 3 鉄道の使用可能状況及びアクセス道路の把握と、鉄道を使用した経路の検討
- 4 冬季の道路の積雪情報の把握と、除雪体制の検討、整備

③ 運送実施計画

運送力の配分と道路使用の概要に基づく、運送計画の概要を作成します。

④ 交通規制計画

道路の状況を把握し、交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報手段等についての概要を作成します。

b 避難実施要領のパターンの作成

町は、運送計画の概要等を受けて、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。この際、県（危機管理局、警察本部）の支援を受けるとともに、消防庁が作成するマニュアルを参考にします。

(イ) 運送手段に係る連絡調整

町は、県等と連携して運送手段の確保、受入などに係る連絡体制等を整備します。この際、若桜鉄道との連携確保について、特に留意します。

(ウ) 高齢者、障害者、乳幼児等の避難

a 高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る連絡調整

町長（町民福祉課）は、平素から県（福祉保健部）、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織など町内の関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、高齢者、障害者、乳幼児等の状況並びにこれらの者に係る施設及び避難体制の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議し、情報伝達、東部消防局との連携など避難住民の誘導等の所要の体制、必要な資機材などを整備します。

b 高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画の概成

町（町民福祉課）は、県が作成した避難行動要支援者の避難に関する計画の概要に基づき、平素から高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画を概成します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

町（町民福祉課）は、県、関係機関・団体と連携し、武力攻撃災害等の際、速やかに医療、助産を確保、受入れできるよう体制を準備します。

イ 衛生支援施設

町（町民福祉課）は、県（福祉保健局）、関係機関・団体との連携により町内の臨時医療施設などを開設できる場所を調査選定し、衛生支援施設の速やかな開設のための準備を行います。

また、救護班の編成、派遣及び資機材などの準備を行います。

ウ 治療業務

町（町民福祉課）は、速やかな医療の提供を確保するため、県（福祉保健部）と協力して、近隣市町村を含めた医療機関（許可病床数等）の把握・連携、赤十字標章等の使用許可申請の準備等を行います。

エ 搬送業務

町（町民福祉課）は、県（福祉保健部）、関係機関・団体と連携して、町内の入院患者及び施設入所者のうち有事に搬送が必要な人数を把握するとともに、武力攻撃等の際の搬送手段の確保、受入に係る体制等について準備します。

オ 防疫業務

町（町民福祉課）は、県（福祉保健部）と協力し、以下のとおり防疫体制の準備、住民への広報、資機材の整備等を実施します。

- (ア) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療
- (イ) 防疫情報の収集、水質検査、食品検査等による迅速な兆候発見
- (ウ) 町内の避難所等における防疫体制
- (エ) 住民に対する防疫（特に個人衛生）の知識、必要性の普及

カ 健康管理業務

- (ア) 避難住民の誘導、避難住民等の救援の際の健康管理体制の整備
- (イ) 健康診断その他の衛生業務の実施体制の整備

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

町（農林建設課）は、県と連携し、町内の集合施設、避難施設、臨時医療施設等として活用可能な施設、応急仮設住宅の建設用地等について確認します。

その際、施設の位置、面積、受入可能人数、主要交通手段、ライフラインの状況等を把握します。

イ 避難施設の指定、管理

(ア) 避難施設の指定

町長（総務課）は、県と連携して、町内の候補となる施設の選定、町有施設の活用等を実施します。

指定された施設の管理者は、施設の維持と管理に努め、変更に関する届出を行うものとします。

(イ) 避難施設の周知

町長（総務課）は、県が町内の避難施設を指定、変更した時は、県と協力して住民に周知します。

(ウ) 避難施設の変更の届け出

町長（総務課）は、町内の避難施設について状況を把握し、管理者から届け出があった時は、内容を確認の上、県（危機管理局）へ送付します。

(エ) 避難施設の整備

町長（総務課）は、所管する避難施設を整備し、また、町内の避難施設について状況を把握します。

町は、町有施設の新設、改廃に当たっては、避難施設としての利活用に配慮します。

整備項目	整備内容
安全性の確認、確保	耐震、耐火診断等の実施、補強
生活環境の保持	衛生、被災者のプライバシーの確保

(オ) 資機材の整備

町長（町民福祉課）は、県と協力して避難施設に次の設備、資機材、台帳類等をあらかじめ配備し、又は必要な時に直ちに配備できるよう準備します。

設備、資機材	備考
消防設備	鳥取県収容施設消防基準によります。
通信設備	通信事業者である指定（地方）公共機関に要請します。
放送設備	
照明設備	非常用発電機及び燃料を含みます。

暖房設備	特に山間部について冬季の避難に留意します。
炊き出しに必要な機材及び燃料	
給水用機材	
臨時医療施設及び医療資機材	
仮設の小屋又はテント	
防疫用資機材	
工具類	
仮設トイレ・風呂	これに付随すべき消耗品
台帳類	
その他	必要に応じ除雪用資機材など

(カ) 避難施設管理者との事前協議

町長（町民福祉課）は、県（福祉保健部）の作成した避難所管理運営指針及びマニュアルに基づき、県と協力して避難施設管理者と使用方法、連絡体制等について事前に連絡調整します。

(7) 人に関すること

ア 職員の配置変更、派遣、斡旋要請

町長（総務課）は、必要に応じた確かつ迅速に職員の配置変更、派遣、斡旋要請等が実施できるよう、平素から県（総務部）等との連携を図り、また、武力攻撃災害発生時等の職員の人的体制を整備します。

(ア) 課別人員数等の把握

(イ) 支援の必要な分野の洗い出し

(ウ) 要請体制、要請内容等の検討

(エ) 必要な協定の締結等

イ 被災者の捜索、救出

町長（町民福祉課）は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに被災者の捜索、救出を行い得るよう、平素から東部消防局、郡家警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

町長（町民福祉課）は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに火葬、埋葬を行い得るよう、平素から県（生活環境部）、東部広域行政管理組合ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、体制、資機材、燃料等を整備するとともに、必要な施設等を選定、計画します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 兆候発見の通報体制、緊急通報体制の確立

町長（総務課）は、武力攻撃災害の兆候の早期発見・通報のため、平素から、県（防災局）、東部消防局、郡家警察署、消防団、自治会その他、自警団、女性消防隊等自主防災組織など、その他関係機関・団体等との連携を図り、通報体制の確立を図るとともに住民へ周知します。

イ 生活関連等施設の安全確保

(ア) 生活関連等施設の把握

町（総務課ほか各課）は、町所管の生活関連等施設について県に情報を提供するとともに、町内の生活関連等施設について、把握します。

(イ) 生活関連等施設に係る情報、認識の共有等

町長（総務課）は、県内の連絡体制に参加するとともに、町内における郡家警察署、東部消防局等との連絡体制の整備に努め、情報、認識の共有を図ります。

(ロ) 町が管理する生活関連等施設の安全確保

町（各担当課）は、国の安全確保の留意点などに基づき、自らが管理する生活関連等施設の安全確保について、計画、資機材の準備、必要に応じ監視カメラの設置、関係機関との連携強化など、平素から努めます。

また、武力攻撃（予測）事態及びその兆候が認められるときなどは、警備の強化、関係機関への連絡、要請など、安全確保に努めます。

ウ 武力攻撃原子力災害への対処準備

町（総務課）は、県など関係機関と連携しつつ、必要な資機材の準備、伝達体制の整備など、武力攻撃原子力災害への対処を準備します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

町（町民福祉課）は、武力攻撃事態等の発生時には、町民生活と関連性が高い物資や役務の価格や供給について監視を行うことができるよう、平素から県（生活環境部）、関係機関との連携を図ります。

(10) 広報、広聴活動

ア 国民保護制度の広報

町（総務課）は、国民保護制度について、町報、防災行政無線、IP電話、インターネット、住民説明会などにより住民への広報を実施します。

イ 避難方法等の周知

町（総務課）は、県（危機管理局）等と協力し、避難住民の誘導及び避難住民等の救援等について住民に周知し、理解・協力を得られるように努めます。

周知項目	内 容
避難施設、集合施設の所在等	①避難施設、集合施設の名称、所在位置 ②避難施設、集合施設への経路（避難経路）
避難方法等	①警報、避難の指示等の伝達方法 ②避難の際の行動 ③避難の際の注意事項 ④日頃から用意しておくべきもの ⑤住民の協力 等

ウ 相談窓口

町（町民福祉課）は、武力攻撃（予測）事態発生時における住民の問い合わせに対する相談窓口の設置、情報提供について、あらかじめ必要な体制を整備します。

5 その他

(1) 国民保護訓練の実施と住民の参加

計画的に訓練を行い、計画・マニュアル等の検証、関係機関との連携を図るとともに、住民の自発的参加を呼びかけます。

(2) 職員の研修

ア 町（総務課）は、防災に携わる職員の育成と連携して、国民保護に必要な知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。

イ 町（総務課）は、その他の一般職員についても防災危機管理について必要な知識の教育に努めます。

(3) 普及啓発

「第7章 その他」の「2 普及啓発」により国民保護措置の概要などについて、住民に対する普及啓発を行います。

(4) 学校教育における普及啓発、児童生徒の保護及び応急教育の準備

ア 学校教育における普及啓発

町（教育委員会）は、児童生徒の安全確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、災害時の対応などの安全教育や自他の生命及び平和と基本的人権を尊重する精神について教育を行います。また、必要な場合には有事における民間人の保護について教育します。

イ 児童生徒の保護の準備

町（教育委員会）は、児童生徒の安全を最優先に、各学校における保護者などとの連絡体制の確保、児童生徒の避難及び避難住民等受入の計画などの準備を行います。

ウ 応急教育の準備

町（教育委員会）は、町立学校の児童、生徒、教職員数、施設、立地条件等を考慮し、武力攻撃事態等における応急教育の計画を策定します。

(5) 文化財の保護

町（教育委員会）は、指定文化財所有者等に対し、事前の対処措置を要請、支援するとともに、武力攻撃等の際の連絡体制を準備します。

美術工芸に属するもの等については、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し、滅失、き損その他の被害を防止するための必要な対策をあらかじめ検討します。

(6) 公共施設等の設置

公共施設等の整備に当たっては、国民保護措置を実施する観点にも留意します。

ア 建築物、施設構造物の安全対策

避難所としての利用と武力攻撃災害の発生、拡大の防止を考慮します。

イ 避難経路の整備

避難経路となる道路等については、計画的かつ着実に整備します。（危険予想箇所の減少を目的とした改良、代替路線の検討など）

別紙第3

緊急避難段階の計画

要旨	<p>時間的余裕がない避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示します。</p> <p>住民の避難は、屋内の避難が主となりますが、攻撃の種類により、避難の方法が異なるので注意が必要です。</p>
----	---

関連する計画

地域防災計画

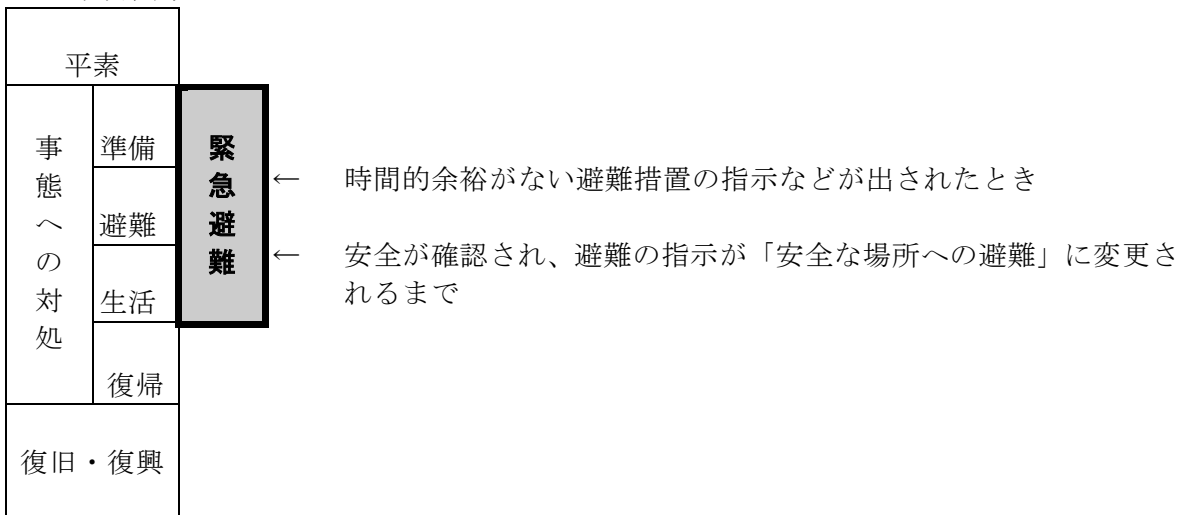
避難タイプとの関連

<p>各避難タイプによる差はありません。 共通で、警報・緊急避難の伝達、避難・退避の指示を行います。 避難住民の誘導、避難住民等の救援は、他の段階に準じて行います。</p>
--

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

- (7) 避難の指示が事態発生直前になることが予想されます。
- (4) N B C R（核、生物、化学、放射能）兵器が使用された場合、個人による防護の実施が重要です。

(2) 想定される攻撃と被害の種類

ア 攻撃の種類

- (ア) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (イ) ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）、航空機による攻撃
- (ウ) NBCR攻撃

イ 被害の種類

- (ア) 爆発
- (イ) NBCR災害（武力攻撃原子力災害を含みます。）
- (ウ) 要人等の殺傷

(3) 別紙第1 「情報計画」 参照

2 構想

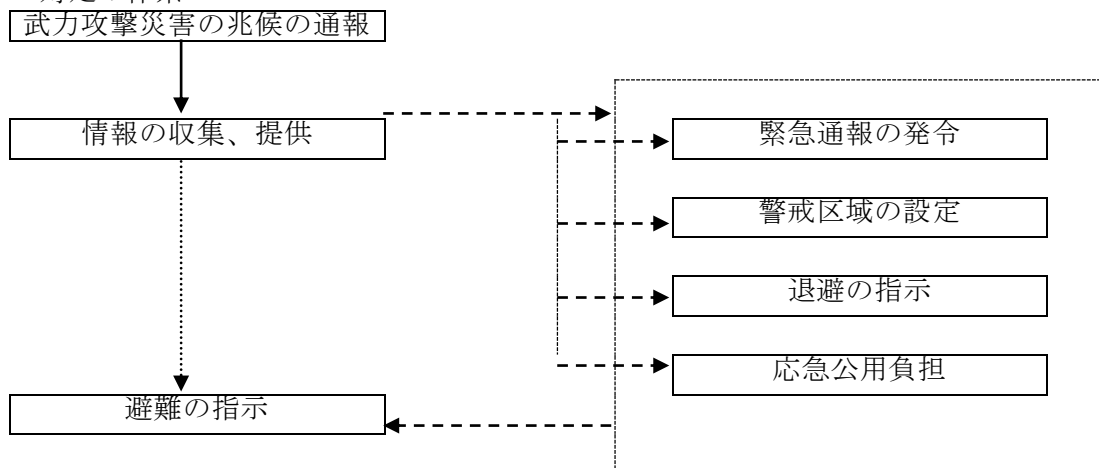
(1) 活動方針

町は、時間的余裕がない避難措置の指示が出された場合は、的確かつ迅速に住民に危険を周知し、避難を指示します。

この際、攻撃の種類に応じた避難と攻撃後の対処方法に留意します。

(2) 実施要領

ア 対処の体系



(ア) 武力攻撃災害の兆候の通報

「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ア) 武力攻撃災害の兆候の通報」に準じて実施します。

(イ) 情報の収集、提供

(ウ) 緊急通報の発令

「第2章 国民保護措置の構想」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令」に準じて実施します。

(エ) 退避の指示

「第2章 国民保護措置の構想」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 退避の指示」に準じて実施します。

(オ) 警戒区域の設定

「第2章 国民保護措置の構想」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(エ) 警戒区域の設定」に準じて実施します。

(カ) 応急公用負担

「第2章 国民保護措置の構想」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(オ) 応急公用負担」(法 113)に準じて実施します。

(キ) 緊急の避難の指示

イ 情報の収集、提供

(ア) 情報の収集

武力攻撃事態等については、通常国、県などからの情報収集が中心となりますが、突発的な武力攻撃等については、自然災害と同様現場での情報が重要となることから、町(総務課)は、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等の自主防災組織(屋内避難・退避が指示されているなど安全が確保されていない場合を除きます。)及び東部消防局、郡家警察署等と連携して迅速に情報を収集します。

併せて、県(危機管理局)、県が設置する防護センター等からの情報入手に努めます。

この際、使用された兵器の特定を重視します。

(イ) 情報の提供

a 住民に対する情報提供

町(総務課)は、防災行政無線、インターネット、広報車、消防団、自治会他、自警団、女性消防隊等自主防災組織などの協力など、あらゆる手段により、住民に対し、危険の発生と取るべき対処の指針を伝達します。

b 関係機関との情報共有

町(総務課)は、直ちに収集した情報を県(危機管理局)、東部消防局、郡家警察署などへ連絡し、速やかな情報共有を図ります。

ウ 実施体制の確保

(ア) 対策本部等の設置

町は、直ちに警戒本部を設置し、職員を参集するとともに、県(危機管理局)を経由して国

に対し、対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請(法 26②)します。

国から当該指定を受けたときは、迅速に対策本部を設置(法 27)し、必要な場合は、現地対策本部を設置します。

(イ) 町は、必要な場合は直ちに、県(危機管理局)に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求めます。

エ 武力攻撃災害への対処

(ア) 対処要領

a 町等による対処

町(総務課)は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県、東部消防局、郡家警察署その他関係機関・団体等と連携し、国民保護法、消防法などの規定に基づき、武力攻撃災害の防除、軽減その他の措置を実施します。

- 1 武力攻撃災害の発生を防止します。
- 2 武力攻撃災害が発生した場合、これを除去します。
- 3 武力攻撃災害を除去できない場合これに伴う被害を軽減します。
- 4 その他被害の最小化に資する措置を実施します。

b 町の能力を超えた場合の対処

町(総務課)は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、もし県、国等による措置が迅速に講じられれば、住民の生命、身体、財産を保護できると認められる場合、直ちに県(危機管理局)に対し、対処を要請します。

c 消防による対処(法 97⑦)

消防は、その施設、人員を活用して、①国民の生命、身体、財産を武力攻撃による火災から保護し、②武力攻撃災害を防除、軽減します。

消防団は、迅速に参集し、町内に武力攻撃災害等が発生した場合は直ちに、消火、救助活動を開始します。この際、速やかに消防局と連絡調整を行い、その所管下で行動します。

オ 緊急の避難・退避の指示

(ア) 状況、原因などが未確定の場合

町（総務課）は、町内で異常な兆候を認めた際、住民に対する危険切迫等の情報を得た際は、速やかに必要な範囲で住民に対し屋内への退避を指示します。

この際、自警団、女性消防隊等自主防災組織などと連携して、住民等への迅速かつ確実な伝達に努めるとともに若桜町観光協会、氷ノ山旅館組合等と連携して、観光客等への迅速かつ確実な伝達に努めます。

また、消防団は参集、待機など必要な体制をとり、住民の退避の誘導、武力攻撃災害対処の準備等に当たります。

誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等の誘導に係る東部消防局との連携に留意するとともに、退避誘導後は、自治会等の協力を得て、退避に遅れた住民が生じることがないように確認します。

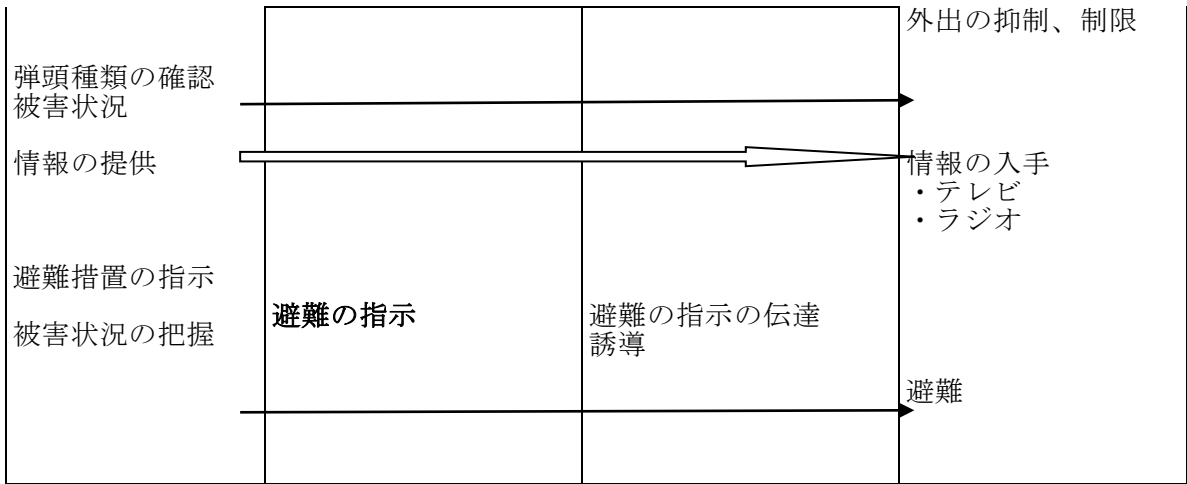
(イ) グリラや特殊部隊による攻撃の場合

国対策本部	県	町	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 避難の指示 (屋内避難)	避難の指示の伝達	屋内への一時的避難
	(緊急通報の発令) (退避の指示) 警戒区域の設定		立入の制限 退去 外出の抑制、制限
情報の提供			情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
移動の安全確認			
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達	避難
被害状況の把握		誘導	

※ NBCR兵器が使用された場合、武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「(エ) NBCR攻撃の場合」に準じます。

(ウ) ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）、航空機による攻撃の場合

国対策本部	県	町	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 避難の指示 (屋内避難)	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 ※爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り
	(緊急通報の発令) (退避の指示)		立入の制限 退去
	警戒区域の設定		

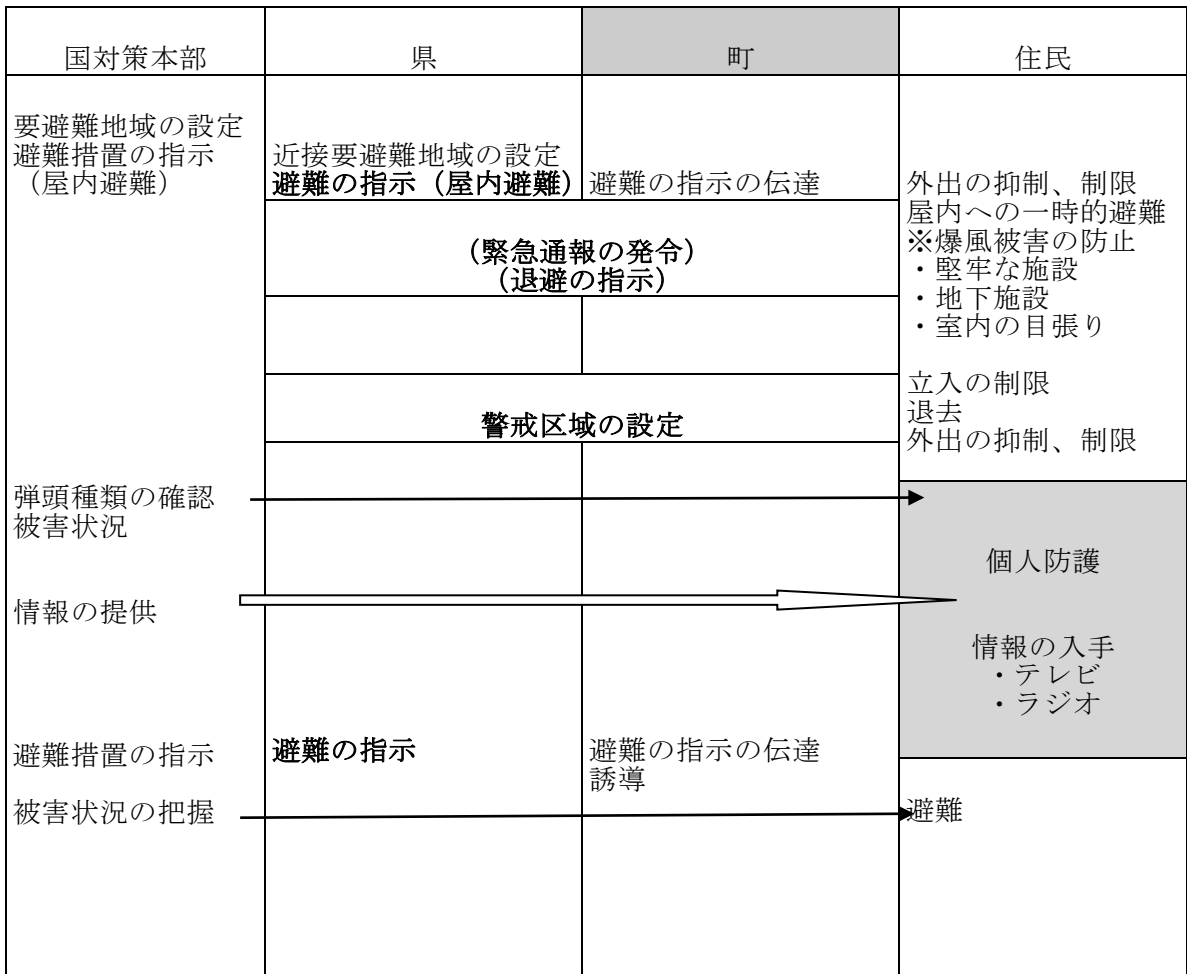


※ 弾頭にNBCが使用された場合又は武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「(エ)NBCR攻撃の場合」に準じます。

国対策本部が設置されていない場合においても、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)等によりミサイルの発射情報を伝達します。

※弾道ミサイル発射に係る全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達については「別紙第1 情報計画」を参照

(エ) NBCR攻撃の場合



カ NBCR災害への対処

各攻撃類型において、NBCR災害が覚知された場合の対処については、次のとおり行動します。

(7) N(核)攻撃

項目	対 処
要 点	<ol style="list-style-type: none"> 1 爆風、熱線、放射線への対応 2 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 3 時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 4 避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射線物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを考慮 5 正しい情報を入手する
個人防護	<ol style="list-style-type: none"> 1 核爆発の方向を見ない 2 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、ビニールカップを身につけて避難する 3 マスクをして内部被ばくを防ぐ 4 避難できない場合は、退避場所に行く（地下室、窓のない奥まった部屋） 5 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、2重にしたポリ袋により密封する 6 石けんで全身をくまなく洗う 7 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 8 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う <p>※ 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない</p>
避難の指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政の指示に基づき避難 2 緊急の場合、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張りする 4 食品にはラップやふたをする 5 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオなど <p>※ 電磁パルスによりインターネット、携帯は使用不可</p>
治療	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門医による治療 (留意事項) ・医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
町の措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 核攻撃による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲特定に資する被災情報を直ちに県（防災局）へ報告します。 2 措置に当たる要因に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。 3 救援にあたっては、医療機関と連携し対処します。

(イ) B (生物兵器) 攻撃

項目	対 処
要点	1 被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮
指標	1 異常な数の人・動物の発病、人・動物の異常な死亡数 2 予定されていない、異例の空中噴霧 3 廃棄された噴霧装置
個人防護	1 口と鼻をマスク又は数層に重ねた布で覆う 2 皮膚を覆う(手袋、帽子、雨合羽、マスク) 3 石けんと水で肌を洗う 4 警察、消防に連絡 5 汚染された衣服などをビニール袋に入れ密閉する
避難の指示	1 風下方向に拡散する生物剤エアロゾルを避けて遠くに離れる 2 危険区域内の住民を区分して避難させる
屋内避難	1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	1 専門医による治療とワクチン接種 (留意事項) ・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置(必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置) ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
町の措置	1 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせます。 2 感染症法の枠組みに従い、保健所等と連携して、患者の移送、汚染範囲の把握及び感染源の特定、消毒等の措置を行います。

(ウ) C (化学兵器) 攻撃

項目	対 処
要点	1 被災者の除染、化学剤の暴露の有無、治療との連携を考慮
指標	1 大量の負傷者、数多くの人間が、同様に、説明のつかない症状を訴えている 2 負傷者に一定の症状がある 3 病気が、ある地理上の区域に限定されている 4 動物、鳥、魚、昆虫が死ぬ。時期でもないのに植物が枯れる 5 気象条件では説明がつかない不自然な液滴 6 不自然な臭い 7 天候、スモッグ、又は周辺環境からは説明できない低くたなびく雲、霧のようなガス体 8 不自然な金属片
個人防護	1 被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮
避難の指示	1 責任者の正確な避難の指示に従う 2 風下を避けて遠くに離れる 3 専門的知識のある人間による被災者の救援
屋内避難	1 地階より上の、窓のない奥まった部屋に退避 2 換気装置を止める 3 空気調節弁を閉める 4 ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	専門医による治療 (留意事項) ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
町の措置	1 措置に当たる要員に防護服を着用させず。 2 関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行います。

(エ) R (放射能) 攻撃

項目	対 処
要点	1 爆発、放射能による被害 2 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 3 時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 4 避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射線物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを考慮
個人防護	1 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う 2 徒歩で避難 3 石けんで全身をくまなく洗う 4 汚染区域にいた場合は、 ・ 石けんで全身をくまなく洗う ・ 衣服、靴を脱ぎ、2重にしたポリ袋に密封する 5 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 6 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難準備 ※ 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
避難の指	1 風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難

示	
屋内避難	<p>※ 汚染区域から離れた場所にいた場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地下室、窓のない奥まった部屋、自宅にとどまる 2 換気装置を止める 3 空気調節弁を閉める 4 ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	<p>1 専門医による治療 (留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

(オ) 武力攻撃原子力

項目	対 処
要点	<ol style="list-style-type: none"> 1 放射能への対応 2 時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 3 正しい情報を入手する
個人防護	<ol style="list-style-type: none"> 1 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、ビニールカップを身につけて避難する 2 マスクをして内部被ばくを防ぐ 3 避難できない場合は、退避場所に行く（地下室、窓のない奥まった部屋） 4 衣服、靴を脱ぎ、2重にしたポリ袋に密封する 5 石けんで全身をくまなく洗う 6 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける <p>※ 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない</p>
避難の指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政の指示に基づき避難 2 緊急の場合、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張りする 4 食品にはラップやフタをする 5 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	<p>1 専門医による治療 (留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により被ばくに係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
町の措置	1 武力攻撃原子力災害への対処（※）

--	--

※ 武力攻撃原子力災害への対処（法 105）

① 町が行う応急対策（法 105⑬で準用する原災特措法 26）

町（総務課ほか各課）は、以下のとおり応急対策を実施します。

- | | |
|---|---|
| 1 | 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達、住民の避難に関する事項 |
| 2 | 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項 |
| 3 | 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 |
| 4 | 施設・設備の整備・点検・応急復旧に関する事項 |
| 5 | 犯罪の予防、交通の規制その他武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項 |
| 6 | 緊急輸送の確保に関する事項 |
| 7 | 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項 |
| 8 | その他武力攻撃原子力災害の発生、拡大の防止を図るための措置に関する事項 |

② 町が行う事後対策（法 105⑬で準用する原災特措法 27）

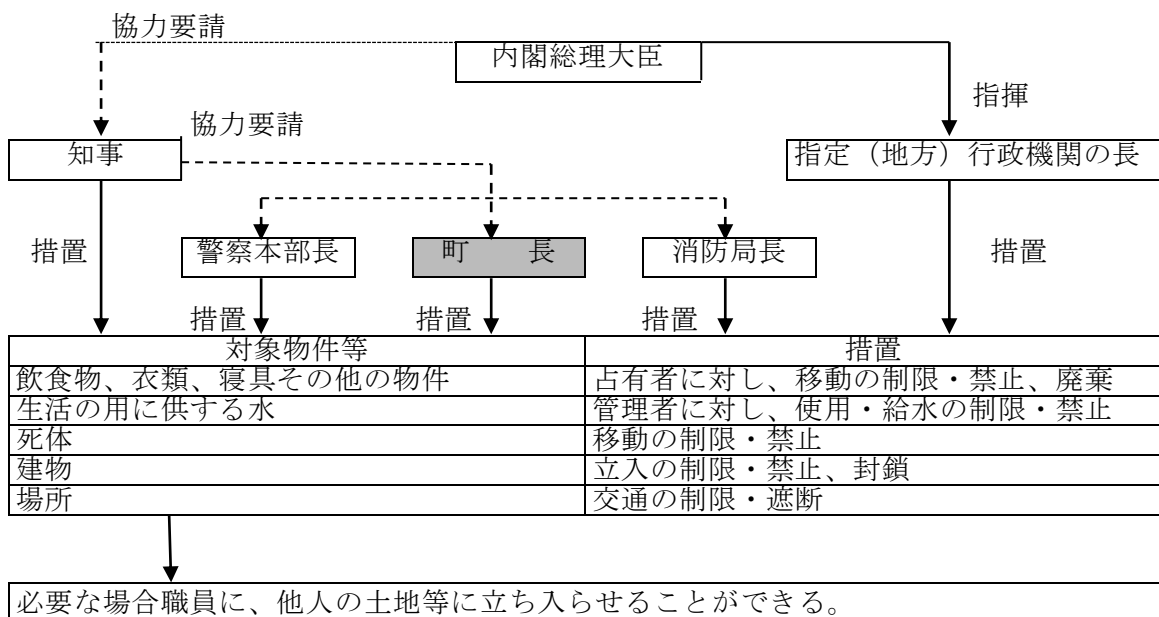
町（総務課ほか各課）は、以下のとおり事後対策を実施します。

- | | |
|---|--|
| 1 | 応急対策実施区域等における放射性物質の濃度、密度、放射線量に関する調査 |
| 2 | 居住者等に対する健康診断、心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置 |
| 3 | 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、応急対策実施区域等における放射性物質の発散状況に関する広報 |
| 4 | その他武力攻撃原子力災害の発生・拡大の防止、復旧を図るための措置に関する事項 |

キ 汚染の拡大の防止（法 107～110）

町長（町民福祉課）は、汚染（※）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、県（防災局）、郡家警察署、東部消防局その他関係機関と連絡調整を行い、名あて人への通知等を行った上で、次に掲げる措置を講じます。

※汚染＝武力攻撃に伴う放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、若しくは毒素又は危険物質等による汚染



3 町の役割

機 関 名	内 容
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務
総 務 課 (防災担当)	1 国民保護計画、体制等整備 2 国民保護措置に係る県との連絡調整 3 警報等の住民への伝達体制の整備 4 住民の避難誘導に関する体制の整備 5 避難・避難受入体制の整備 6 備蓄の実施 7 訓練の実施 8 住民への普及啓発 9 町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
(総務担当)	1 職員の緊急動員・派遣・受入等 2 職員の活動支援、安否等 3 町有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等 4 人権の擁護 5 自治会、自警団、女性消防隊等自主防災組織などの連絡調整・支援 6 町役場仮庁舎・現地対策本部の緊急設置・移転等 7 その他各課の事務に属さないこと
(財政担当)	1 国民保護措置関係予算その他財政に関すること
ふるさと創生課 (広報担当)	1 国民保護に係る広報・広聴 2 写真等による情報の記録・収集等 3 緊急運送の計画、手配、運営等
税務課	1 各課の応援
町民福祉課 (住民担当)	1 住民の退避誘導 2 安否情報の収集・提供等 3 戸籍等の保護、火葬等の許可 4 外国人への情報提供及び緊急避難
(福祉担当)	1 高齢者、障害者、乳幼児等の緊急避難 2 避難所・集合施設等の緊急開設・運営 3 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）の提供、被害調査・対策等 4 感染症の予防、対策等 5 ボランティアの流入防止・周知 6 保育所園児の緊急避難等 7 保育所園児の応急保育 8 赤十字標章等の緊急交付、使用許可申請 9 義援金品の収配等 10 他課に属しない生活支援及び保護
(保健衛生担当)	1 避難住民への生活必需品の給与 2 避難住民の健康維持、保健衛生

	<ul style="list-style-type: none"> 3 入浴施設、トイレ等の確保、提供 4 食品衛生、水質検査等 5 死体の処理、埋葬 6 廃棄物、し尿の処理 7 有害物質等の保安対策、対処
にぎわい創出課	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工業関係の被害調査、対策 2 観光施設等への緊急連絡
農林建設課 (農林担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民への食品の給与 2 農林業関係の被害調査、対策 3 農林道の緊急状況確認・確保・情報提供 4 家畜防疫、へい獣処理等 5 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達 6 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等
(地域整備担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路の緊急状況確認・確保・情報提供 2 応急仮設住宅等の緊急手配・供与 3 ライフライン（電気、電話）の確保に関する連絡調整等 4 武力攻撃災害の応急復旧等 5 町内の状況把握、対策 6 公共土木施設等の状況把握、対策 7 用地の確保、土地の使用・提供等 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等 9 土木資機材等の手配 10 建築の制限、緩和等 11 被災者住宅の再建支援 12 特殊車両の通行許可 13 町営住宅の調査、提供、応急復旧 14 応急公用負担等
(上下水道担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 上下水道の被害調査・応急復旧 2 応急給水等
出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の救護、緊急避難等 2 児童生徒の応急教育 3 避難所の確保、開設、運営に対する協力 4 文教施設等の状況把握、対策、提供 5 文化財の緊急保護
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 町議会に関すること 2 各課の応援

4 活動要領

緊急避難後の活動要領は、次の各段階の計画の「4 活動要領」に準じて行います。

- (1) 避難準備
別紙第5「避難準備段階の計画」
- (2) 避難
別紙第6「避難段階の計画」

- (3) 避難生活
別紙第 7 「避難生活段階の計画」

別紙第4

避難準備段階の計画

要旨	<p>未だ避難は指示されていませんが、武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市町村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定される等、危険性、緊張が高まった段階で、町は以下のとおり対処します。</p> <p>① 速やかに住民の避難が実施できるよう所要の準備を完了します。</p> <p>② 武力攻撃災害の発生に備え、発生の際は速やかに対処します。</p> <p>③ 関係機関・団体、住民に対し、避難準備を指示します。</p>
----	--

関連する計画

地域防災計画

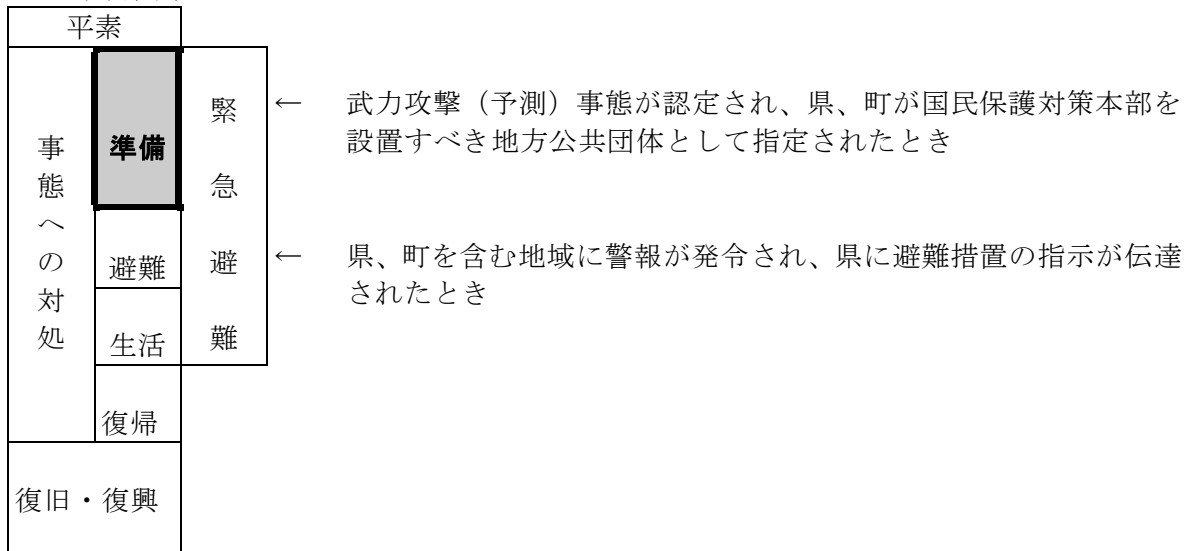
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
情報の収集、広報 県が避難先都道府県と連絡調整の後県外の避難先市町村と連絡調整	情報の収集、広報 県内の避難先市町村と連絡調整、県が避難先都道府県と連絡調整の後県外の避難先市町村と連絡調整	情報の収集、広報 県内の避難先市町村と連絡調整

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

この段階においては、避難が指示された際、直ちに避難措置が実施できるよう、あらかじめ準備を完了することが重要です。

また、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要です。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

町は、避難住民の誘導を安全かつスムーズに行うことができるよう、速やかに必要な諸準備を整えます。

この際、以下の諸点に注意します。

- ① 避難の指示など情報の住民への確実な伝達
- ② 県、関係機関・団体との連携の強化
- ③ 緊急事態が発生した場合の的確かつ迅速な対処

(2) 実施要領

ア 情報の収集強化

県、関係機関・団体、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織など町内からの情報収集を強化します。

併せて、収集した情報についての確かつ迅速に提供が行えるよう連絡体制、通信機器等を確認します。また、住民に対し適時適切に広報、広聴を行います。

イ 実施体制の確立

速やかに町の組織を国民保護体制へ移行し、職員に特殊標章を着用させます。また、国民保護対策本部を設置します。

ウ 避難の準備

避難の指示の際は、速やかに避難実施要領を策定し、避難住民の誘導が実施できるよう、避難の体制、資機材等について必要な確認及び準備を完了します。

エ 救援の準備

町は、必要に応じ県に対し物資の売渡要請等の措置を要請します。

オ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

生活関連等施設の安全確保、消防団の警戒体制など武力攻撃災害の予防、対処準備を完了するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処を実施します。また、その他必要な措置を県に要請するとともに、住民への周知を図ります。

3 町の役割

機関名	内 容
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務
総務課 (防災担当)	1 国民保護計画、体制等整備 2 国民保護措置に係る県との連絡調整 3 警報等の住民への伝達体制の整備

	<ul style="list-style-type: none"> 4 住民の避難誘導に関する体制の整備 5 避難・避難受入体制の整備 6 備蓄の実施 7 訓練の実施 8 住民への普及啓発 9 町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
(総務担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員の服務、給与、動員・派遣・受入準備等 2 職員の活動支援、安否等に関する準備 3 町有財産・車両等の管理、運用・提供・補修準備等 4 人権の擁護に関する事 5 外国人への情報提供及び避難準備 6 自治会、自警団、女性消防隊等自主防災組織の連絡調整・支援 7 町役場仮庁舎・現地対策本部の設置・移転等に関する事 8 その他各課の事務に属さない事
(財政担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置関係予算その他財政に関する事
ふるさと創生課 (情報交通担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 運送の調査、計画、手配・運営準備等
(広報担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態、避難準備等に係る広報・広聴 2 写真等による情報の記録・収集等
税務担当課	<ul style="list-style-type: none"> 1 各課の応援
町民福祉課 (町民担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民誘導準備 2 安否情報の収集・提供等準備 3 戸籍等の保護、火葬等の許可の準備
(福祉担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者、乳幼児等の避難・救援準備に関する事 2 集合施設の開設・運営及び避難先地域の避難所の開設準備 3 医療・助産(人員・医薬品・資機材・施設等)の提供・被害調査・対策等準備 4 感染症の予防、対策等 5 町内の医療、助産、避難の準備に関する事 6 ボランティアの流入防止・周知に関する事 7 保育所園児の避難準備等に関する事 8 保育所園児の応急保育の準備 9 赤十字標章等の交付、使用許可申請 10 義援金品の収配準備等 11 他課に属しない生活支援及び保護に関する事
(保健衛生担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民への生活必需品の確保、給与準備 2 避難住民の健康維持、保健衛生の準備 3 入浴施設、トイレ等確保、提供の準備 4 食品衛生、食中毒防止等の準備 5 死体処理、埋葬の準備 6 廃棄物・し尿処理の準備 7 有害物質等の保安対策準備
にぎわい創出課 (商工観光担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工業関係の被害調査・対策準備 2 観光施設等の避難準備に係る連絡調整

農林建設課 (農林担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民への食品の確保、給与準備 2 農林水産業関係の被害調査・対策準備 3 農林道の状況確認・確保・情報提供 4 家畜防疫、へい獣処理等の準備 5 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達準備 6 漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の準備
(地域整備担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の状況確認・確保・情報提供に関すること 2 応急仮設住宅等の手配・建設・給与準備 3 ライフライン(電気、電話)の確保に関する連絡調整等に関すること 4 武力攻撃災害の応急復旧等の準備 5 町内の状況把握、対策の準備 6 公共土木施設等の状況把握、対策に関する準備等 7 用地の確保、土地の使用・提供等の準備 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等の準備 9 土木資機材等の手配準備 10 建築の制限、緩和等の準備 11 特殊車両の通行許可に関すること 12 町営住宅の調査・提供・応急復旧準備 13 応急公用負担の準備等
(上下水道担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道の被害調査・応急復旧・給水等 2 水質検査の準備
出 納 室	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の安全確保、避難準備等に関すること 2 児童生徒の救護、応急教育の準備 3 避難所の確保、開設、運営に対する協力準備 4 文教施設等の状況把握、対策、提供に関する準備等 5 文化財の保護準備に関すること
議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 町議会に関すること

4 活動要領

(1) 情報

ア 武力攻撃(予測)事態の認定等の伝達

町長(総務課)は、①武力攻撃(予測)事態の認定、②政府の対処基本方針、③県、町に対する国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定の通知を受けたときは、速やかに住民、関係機関・団体へ伝達します。

イ 情報収集、分析、提供

(ア) 情報収集

町長(各担当課)は、避難の指示、救援の法定受託などの際には迅速に対応できるよう、県(危機管理局ほか各部局)、関係機関・団体及び消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織などあらかじめ必要な情報を収集します。収集した情報は、総務課へ集約します。

この際、隣接する市町の情報集約及び連絡調整に注意します。

(イ) 情報分析

町長(各担当課)は、県、関係機関・団体等の情報を集約し、突合、確認、分析等を行

うとともに、町対策本部に地図等の図表を設置します。

(ウ) 情報提供

a 情報提供項目

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 武力攻撃（予測）事態の内容 |
| 2 | 県、町等の活動状況 |
| 3 | 被災情報 |
| 4 | 避難準備の呼びかけと注意事項 等 |

b 情報提供体制

町長（各担当課）は、防災行政無線、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織などにより、住民、関係機関・団体に対し適時適切に情報を提供し、避難準備を要請します。

この際、若桜町観光協会、氷ノ山旅館組合等と連携して、氷ノ山等の観光客に対して迅速かつ確実な伝達に努めます。

(エ) 別紙第1「情報計画」参照

ウ 安否情報

町長（町民福祉課）は、消防団、自治会、県（地域づくり推進部）、その他関係機関・団体と連

絡調整を行い、平素から各自治会などの有する情報及び安否情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

エ 被災情報

町長（総務課）は、消防団、自治会、県（危機管理局）、その他関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

オ 通信

町長（総務課）は、防災行政無線等の通信機器及び自治会等を通じた通信体制を確認し、補修、バックアップ体制の確保など所要の対策を完了します。また、必要に応じ電気通信設備の優先利用等を要請します。

カ その他

(ア) 警報の伝達、避難の指示の経由

避難の準備中に、知事（危機管理局）から警報の通知、避難の指示を受けた場合、町長（総務課）は、速やかに別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(1) 情報」に準じて伝達、通知します。

(イ) 武力攻撃災害兆候等の通報

避難の準備中に武力攻撃災害兆候等が生じたときは、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 武力攻撃災害の兆候の通報」に準じて実施します。

(2) 実施体制

ア 町の国民保護体制への移行

町長は、対策本部を設置すべき町としての指定の通知を受けたときは、原則として通常業務を中止し、組織、人員配置の変更、消防団の警戒体制、先遣隊の編成、派遣準備など、国民保護体制へ移行します。

イ 対策本部の設置

(ア) 対策本部の設置

町長（総務課）は、対策本部を設置すべき町としての指定を受けたときは、直ちに「第6章 国民保護対策本部等、通信」の定めるところにより、対策本部を設置し、その旨を通知します。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 本部員、本部職員等の参集と参集困難者の代替職員、交代要員等の確保 |
| 2 | 通信システムの起動、資機材の配置等 |

- 3 議会報告及び県、指定地方公共機関等への通知
4 現地対策本部、予備対策本部等の設置準備

(4) 対策本部長は、速やかに第1回本部会議を開催します。

目 的	項 目
認識の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃（予測）事態の内容 ・各課の状況 ・政府、県、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況 ・町内の状況
基本活動方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の強化 ・人命の最優先 ・国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認、準備

ウ 国民保護体制への移行

町は、各機関との連絡調整、情報共有を強化し、また、必要に応じて応援、連絡要員の派遣などを求めます。

(ア) 公共的団体との連絡調整

町（総務課ほか各課）は、武力攻撃（予測）事態の認定、対処基本方針及び対策本部を設置すべき町としての指定を受けたときは、直ちに町内の公共的団体と連絡調整、情報収集を行い、避難の準備を呼びかけるとともに必要な協力とその準備を要請します。

(イ) その他

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、自衛隊等との連絡調整は、基本的に県（防災局）を通じて行いますが、武力攻撃災害の発生など緊急の場合には直接通報、協力要請を行います。

また、近隣の市町等と緊密に連絡を行い、あらかじめ情報の共有、調整を行います。

この際、隣接する他県市町との避難、救援準備に係る連絡調整に注意します。

特に、県外への避難が予測される場合は、県（危機管理局）を通じて避難先都道府県との協議（法58①）、情報収集及び連絡調整を行うとともに、避難経路、避難先となることが予測される市町等に対する事前の連絡調整に着手します。

エ 特殊標章等の交付等

(ア) 町職員等への特殊標章等の交付

町（総務課ほか各担当課）は、速やかに以下の者に対し特殊標章又は身分証明書を交付します。

- a 町職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- b 町が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(イ) 施設等への特殊標章の表示

町（総務課ほか各課）は、国民保護措置のために使用される場所・施設等を識別させるため、町役場等に特殊標章を表示し又は準備します。

(3) 補給支援

ア 町内の補給体制の準備

町（総務課）は、県（危機管理局ほか各部局）、関係機関・団体と連絡調整の上、町内の補給体制の準備を完了します。

この際、必要に応じ隣接する市町との連絡調整、要請などを実施します。

(ア) 町内の補給体制の準備

a 補給施設の準備

町（総務課、農林建設課、にぎわい創出課）は、町内の集合施設、中継、休憩場所、補給支援組織など補給を実施する施設の状況を確認し、炊き出し等について協力を要請

するなど、補給支援の準備（開設、改修、補充など）を行います。

b 補給組織の準備

町は、避難住民の誘導の際速やかに補給が実施できるよう、あらかじめ町職員、消防団、自主防災組織、自治会などからなる町内の補給組織を準備します。

イ 補給必要量、補給能力の見積もり

(ア) 補給必要量の見積もり

町（総務課）は、地区別住民数等から想定される避難住民数等をもとに補給必要量の見積りを作成します。

この際、季節、時間帯などにより想定される避難住民数、補給が必要となる品目、数量等が異なることに注意します。

(イ) 補給能力の見積もり

町（総務課ほか各課）は、県（危機管理局ほか各部局）、関係機関・団体との連絡調整を強化し、あらかじめ避難、救援の際速やかに補給支援が実施できるよう協力の準備を要請するとともに、県、各関係機関・団体の補給可能量等について確認します。

この際、運送能力との調整に注意します。

ウ 当面必要な補給品の取得など

(ア) 補給品の取得

町（総務課ほか各課）は、避難住民の誘導に必要な燃料、食品、飲料水などの補給品について優先的に取得し、又は取得の準備を行います。

この際、季節、状況等による需要の差異、高齢者、障害者、乳幼児等に必要な補給品について注意します。

(イ) 補給品の確保

町長（総務課ほか各課）は、補給品のうち不足が見込まれる品目等について、速やかに県（危機管理局ほか各部局）等へ支援を要請します。

また、必要に応じて県（危機管理局ほか各部局）に特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を要請します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

町（総務課、農林建設課）は、町内の運送が円滑に行われるよう、以下のとおり準備します。

この際、高齢者、障害者、乳幼児等に係る運送の準備に特に注意します。

- 1 消防団、自治会等を通じた町内の状況確認及び運送量の見積もり
- 2 県（企画部、商工労働部）、関係機関・団体との連絡調整の強化
- 3 運送手段の確保、手配
- 4 消防団の警戒体制、自治会の他、自警団、情勢消防隊等自主防災組織などとの連絡調整など運送体制の準備

イ 町内の運送支援施設の準備

町（総務課、農林建設課）は、県（地域づくり推進部、農林水産部、県土整備部）、関係機関・

団体と連絡調整の上、町内の運送支援施設の準備を完了します。

(ア) 道路状況の確認

町（農林建設課）は、町内の道路状況を確認し、県（県土整備局）へ報告します。

また、県（県土整備部）から県内の道路情報を収集するとともに、隣接する他市町と道路情報を共有します。

この際、各地区の避難のため必要な道路については、特に緊密な連携に注意します。

(イ) 運送網の準備

町（農林建設課）は、運送網となる路線等について必要な準備（確認、応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）を行います。

ウ 運送業務

(7) 運送手段の状況確認・準備

町（農林建設課）は、県（地域づくり推進部、商工労働部、農林水産部、会計管理者）、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認します。

この際、各地区の避難のため必要な道路については特に迅速、確実に確保するとともに、必要に応じ隣接市町などに確保を要請します。

また、冬季の除雪については十分に留意し、町道の除雪を行うとともに、県道又は国道の除雪が必要な場合は、各道路管理者へ除雪を依頼します。

(4) 運送手段の要請準備

町（ふるさと創生課）は、町内の状況を確認し、地区ごとに避難住民の人員運送などに要する車両等を見積もるとともに、県（令和新时代創造本部、商工労働部）と連絡調整を行い、運送手段の要請準備を完了します。

(7) 運送割当計画（案）、運送計画（案）の作成

町（ふるさと創生課）は、車両、列車、航空機、船舶等の状況及び県（危機管理局、令和新时代創造本部、商工労働部、農林水産部）が作成した県運送割当計画（案）、県運送計画（案）により、割り振られた運送手段、台数などを確認し、町内の運送割当計画（案）、町運送計画（案）を作成します。

エ 高齢者、障害者、乳幼児等の避難準備

(7) 状況確認・準備

町（町民福祉課）は、県（福祉保健部）、自治会、高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設、社会福祉協議会その他関係機関・団体と連絡調整を行い、以下のとおり状況確認及び必要な避難準備（体制の確認、整備、補充など）を実施します。

a 在宅の高齢者、障害者、乳幼児等

町（町民福祉課）は、自治会等を通じ各地区の高齢者、障害者、乳幼児等者の状況を確認し、防災行政無線や消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織などを通じて避難準備を呼びかけます。

b 高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設

町（町民福祉課）は、町内の高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設の状況を確認し、避難準備を呼びかけます。

(4) 町高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画（案）の作成

町（町民福祉課）は、高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画（案）を作成し、地区、施設ごとの避難について決定、手配するとともに、必要に応じ県（福祉保健部）、関係機関・団体に対し支援の要請を行います。

また、同計画（案）に基づき、消防団は警戒体制をとり、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織、東部消防局との連携など町内の体制及び担架などの資機材を準備します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

町（町民福祉課）は、避難、救援等の際、的確かつ迅速に医療、助産等を提供し、衛生を確保することができるよう、体制、資機材等を確認、準備します。

この際、感染症等の予防、対処準備に注意するとともに、町内診療所等に避難、医療の提供などの準備を行います。

イ 衛生支援組織

町（町民福祉課）は、町内の衛生支援組織の確認、支援などを行うとともに、集合施設に救急箱などを配布します。

ウ 治療業務

(7) 状況確認・準備

町（町民福祉課）は、町内の医療等施設及び医療等提供体制の状況を確認し、県と連絡調整の上、要請等の準備を行います。

(イ) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処

町（町民福祉課）は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに県（福祉保健部）、東部消防局、郡家警察署、臨時医療施設、医療機関と連絡調整を行い、以下のとおり対処します。

なお、大規模、特殊な武力攻撃災害等の発生が疑われる場合は、直ちに県（福祉保健部）へ連絡し、支援を要請します。

- 1 被害状況を確認し、県（福祉保健部）、東部消防局、郡家警察署等と情報を共有します。
- 2 県（福祉保健部）に対し、病院の患者受入の調整、臨時医療施設等の設置、救護班の派遣など必要な対処を要請します。

エ 搬送業務

(ア) 状況確認・準備

町（町民福祉課）は、以下のとおり町内の搬送の準備を完了します。

- 1 県（防災局、福祉保健部）、東部消防局、郡家警察署、臨時医療施設、医療機関、町社会福祉協議会などとの連絡調整、搬送体制の状況確認
- 2 搬送準備の実施（町有車両、資機材の確認及び整備・補充、消防団、自警団、女性消防隊等自主防災組織など要員の確保、緊急消防援助隊の要請・受入体制の準備など）

(イ) 武力攻撃災害発生時の対処

町（町民福祉課）は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに以下のとおり対処します。

- 1 被害状況を確認し、県（危機管理局、福祉保健部）、東部消防局、郡家警察署等と情報を共有します。
- 2 県（防災局、福祉保健部）等に対し、以下のとおり要請します。
 - ① 救急車の集中運用による搬送と増援
 - ② 県・町有車両などによる搬送と警察による誘導
 - ③ 医療機関の受入体制の準備と受入医療機関の割り振り
 - ④ 特殊車両や航空機による搬送
 - ⑤ 緊急消防援助隊の要請・受入
 - ⑥ 不足する人員、資機材等の支援要請
- ※ 県、東部消防局、郡家警察署等との情報共有の際、大規模、特殊な武力攻撃災害の発生が疑われる場合、トリアージの実施が必要と見込まれる場合は、直ちにその旨を通報します。

オ 防疫業務

町（町民福祉課、農林建設課（上下水道担当））は、県（福祉保健部、鳥取保健所）、県東部医師会など関係機関・団体と連絡調整の上、感染症の予防法及び発生時の対処等について関係機関・団体に徹底し、住民へ周知するとともに、町内で感染症等が発生した場合には、直ちに病原体検査、消毒、隔離及び診察等を実施し拡大を防止するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに県へ支援を要請します。

また、浄水場等の水質検査、監視を強化します。

カ 健康管理業務

町（町民福祉課）は、県（福祉保健部、生活環境部）、関係機関・団体と連絡調整の上、避難・救援の際の町内の住民の健康管理体制について、状況確認及び必要な準備（整備、補充など）を実施します。

キ 廃棄物・し尿の処理

(ア) 廃棄物・し尿処理体制の準備

町（町民福祉課）は、避難住民等の救援、武力攻撃災害の発生などの際速やかに廃棄物・し尿を処理し得る体制を準備、継続します。

- 1 県（生活環境部）、東部広域行政管理組合・広域連合、廃棄物・し尿処理事業者、その他関係機関・団体との連絡調整、協力要請
- 2 廃棄物・し尿収集車、仮設トイレなど不足が見込まれる施設、資機材、燃料等の整備、補充、手配、支援要請など

(イ) 避難住民の救援、武力攻撃災害等発生時の廃棄物・し尿処理等
 避難住民の救援、武力攻撃災害等発生の際は、直ちに以下のとおり対処します。

- 1 廃棄物仮置き施設、仮設トイレ等の開設及び関係機関等への周知
- 2 被災情報の収集及び関係機関等への提供
- 3 廃棄物・し尿の収集
- 4 広域行政管理組合・広域連合に対する廃棄物・し尿の処理要請

(ウ) 廃棄物処理の特例（法124）

避難準備中に大規模な武力攻撃災害等が発生し、廃棄物処理について環境大臣により特例地域に指定されたときは、廃棄物処理法による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせるとともに、必要に応じ廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

町（町民福祉課、農林建設課）は、避難の際速やかに必要な集合施設、避難所、臨時医療施設などが提供できるよう準備を完了します。

このため、県（福祉保健部、県土整備部）、関係機関・団体との連絡調整を強化し次の準備を行います。

- 1 集合施設、避難所、臨時医療施設の候補施設等の状況確認
- 2 集合施設の開設及び避難所、臨時医療施設の開設準備
- 3 必要な土地の使用の同意
- 4 町有施設の転用準備
- 5 町役場仮庁舎、現地対策本部などの設置準備

イ 必要量、供給可能量の見積もりなど

(ア) 集合施設、避難所、臨時医療施設

a 必要量

町（総務課）は、的確かつ迅速に避難、救援が行われるように、武力攻撃（予測）事態の状況、予想される避難者数の情報を早期に入手し、集合施設等の必要量を地域別に見積もります。

b 供給可能量

町（総務課）は、集合施設等の供給可能量について、あらかじめ指定された避難施設、応急仮設住宅、公営住宅等の状況及び関係機関・団体の供給可能量等をもとに地域別に見積もります。

(イ) 公共施設

町（総務課）は、必要に応じ役場仮庁舎、現地対策本部などが設置できるよう、必要回線数などの見積もり、候補施設（地区公民館など）の確認、候補施設管理者との連絡調整等を行います。

ウ 建設

(ア) 集合施設など

a 集合施設

町（総務課）は、あらかじめ指定している集合施設の管理者、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織などに集合施設の開設、住民の受入準備（備品、台帳類の整備など）を要請します。

また、必要に応じて集合施設に職員を派遣し、受入準備を実施します。

b 避難所、臨時医療施設

町（総務課、町民福祉課、農林建設課）は、県（危機管理局、福祉保健部、県土整備部）などと連絡調整の上、以下のとおり市町村内の避難所等の開設準備を支援、完了します。

1	あらかじめ指定された避難施設等 町内の避難施設等の状況を確認し、開設を支援します。
2	応急仮設住宅等 建設予定地の使用可能状況を確認します。 (応急仮設住宅に伴うライフライン、道路などの使用可能状況を含みます)
3	公営住宅等 公営住宅等の空き状況を確認し、一般の募集などを停止します。
4	町所管施設 町所管の施設のうち、可能なものについては一般の使用などを停止し、避難所などへの転用を準備します。

(イ) 公共施設

町（総務課）は、必要に応じ速やかに現地対策本部などを設置できるよう、候補施設（支所等）の確認、発注の準備等を行います。

エ 土地利用

(ア) 集合施設など

町（農林建設課）は、以下のとおり町内の応急仮設住宅の建設用地などの利用準備を行います。

この際、建設用地の必要量、供給可能量の見積り、必要な協力及び今後の体制、協力準備などについて、県その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

土地利用の準備	町の業務
1 建設候補地の状況確認	市町村内の建設候補地を確認します。
2 建設用地の事前確保、使用許可	必要に応じ県（県土整備部）に対し土地使用の手続きを要請します。
3 公有地等の転用	一般売却等は停止します。

(イ) 公共施設

町（農林建設課）は、町役場仮庁舎、現地対策本部などの候補施設のうち用地の確保が必要なものについて、施設管理者、用地所有者などに連絡し、協力を要請するとともに、賃貸借等の契約準備を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の配置変更、派遣要請など

(ア) 職員の配置変更

町（総務課）は、以下のとおり職員の配置変更を行います。

- a 通常業務体制から国民保護体制への移行に伴う所要の職員配置変更を実施します。
- b 避難・救援指示の際、又は、各課等から要請があった場合、速やかに必要な配置変更が実施できるようあらかじめ見積もり、計画など準備を行うとともに、各課から要請があった場合、速やかに調整、対処します。

※ 課内の職員の配置変更については課長が、調整、対処します。

(イ) 職員の派遣要請、斡旋要請の準備

町（総務課）は、必要な場合速やかに職員の派遣を要請できるよう、あらかじめ派遣要請、斡旋要請を行う職員の職種、人数などを見積もり、県（危機管理局）との連絡調整、

派遣要請、斡旋要請の準備などを行います。

※ 指定（地方）行政機関長、特定指定公共機関に対する職員派遣要請は、知事を経由して行いますが、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請します。

(ウ) 職員の派遣の準備

町（総務課）は、他市町村等から職員派遣の要請を受けた場合、速やかに職員を派遣できるようあらかじめ見積もり、発令及び発令に伴う支援の準備など、職員の派遣準備を行います。

イ 被災者の捜索、救出

(ア) 被災者の捜索、救出体制の準備

町（町民福祉課）は、郡家警察署、東部消防局、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織、その他関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに被災者の捜索、救出を行い得る体制を確保、継続します。

(イ) 武力攻撃災害発生時の被災者の捜索、救出

武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに郡家警察署、東部消防局などと連絡調整を行い、情報の収集・提供、被災者の捜索、救出の要請などを実施します。

ウ 埋葬、火葬、遺体の処理

(ア) 埋葬、火葬等体制の準備

町（町民福祉課）は、武力攻撃災害発生の際速やかに火葬、埋葬を行い得る体制を準備、継続します。

a 県（生活環境部）、東部広域行政管理組合、葬祭事業者、その他関係機関・団体との連絡調整

b 遺体安置施設の開設準備（公用施設の転用、施設管理者との連絡調整など）

c 不足が見込まれる施設、資機材（柩、ドライアイス等）、燃料等の補充、支援要請、手配など

(イ) 武力攻撃災害発生時の埋葬、火葬等

武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに以下のとおり対処します。

a 遺体安置施設の開設及び郡家警察署、東部消防局など関係機関等への周知

b 被災情報の収集及び関係機関等への提供

c 火葬、埋葬の許可

厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。

d 東部広域行政管理組合に対する火葬要請

厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。

e 町営墓地等への埋葬及び墓地等管理者に対する埋葬要請

厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

町（総務課）は、武力攻撃災害の発生、拡大を防止するため、以下のとおり準備します。

(ア) 県（危機管理局）、東部消防局、郡家警察署、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織等の関係機関・団体等との連絡

(イ) 消防団の警戒体制など武力攻撃災害発生時の即応体制の準備

(ウ) 武力攻撃災害発生時の情報収集、情報提供体制の準備

(エ) 武力攻撃災害対処に要する装備、資機材等の準備

イ 生活関連等施設の安全確保（法 102）

(ア) 町の生活関連等施設の安全確保

町長は、知事等への情報提供、情報共有、知事等の行う安全確保措置への協力及び必要な措置の要請等により市町村内の生活関連等施設の安全確保に努めます。

(イ) 町が管理する生活関連等施設の安全確保

a 職員の派遣など

町（総務課）は、町管理の生活関連等施設について、職員の派遣、施錠の強化、警備

施設の設置などの安全確保を実施します。

b 巡回などの要請

町（総務課）は、町管理の生活関連等施設について、必要な場合は郡家警察署、東部消防局、警備業者等に対し、周辺の警備強化や巡回等を要請します。

ウ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止の措置（法 103）

町は、町内の危険物質等について把握し、県などと連携して防止措置に当たるとともに、必要に応じて県などに対し措置、調整等を行うよう要請します。

エ 石油類等危険物保管施設の応急措置

町（総務課）は、町内の危険物保管施設の状況を確認し、連絡調整を行うとともに、必要に応じて県に指導を行うよう要請します。

オ 火薬類保管施設の応急措置

町（総務課）は、町内の火薬類保管施設の状況を確認し、連絡調整を行うとともに、必要に応じて県などに対処措置をとるよう求めます。

カ 高圧ガス保管施設の応急措置

(ア) 町の対応措置

町（総務課）は、町内の高圧ガス保管施設の状況を確認し、応急措置について以下のとおり対応措置を実施します。

- 1 住民に対する退避の指示
- 2 避難住民の誘導
- 3 避難所の開設
- 4 避難住民の保護
- 5 情報提供
- 6 関係機関との連絡

(イ) 県、関係機関の対応措置

町（総務課）は、対応措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じて対応措置の実施について要請を行います。

キ 毒物・劇物取扱施設の応急措置

(ア) 町（教育委員会）の応急措置

町（教育委員会）は、町立学校の毒物・劇物の応急措置について、次の対策を策定しておき、これに基づき行動するよう指導します。

- a 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
- b 出火防止及び初期消火活動
- c 危険物等の漏えい、流出等による危険防止
- d 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止
- e 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- f 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
- g 避難場所及び避難方法

(イ) 県、関係機関との連絡調整

町（総務課）は、県、関係機関と応急措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じて対応措置について要請します。

ク 放射線使用施設の応急措置

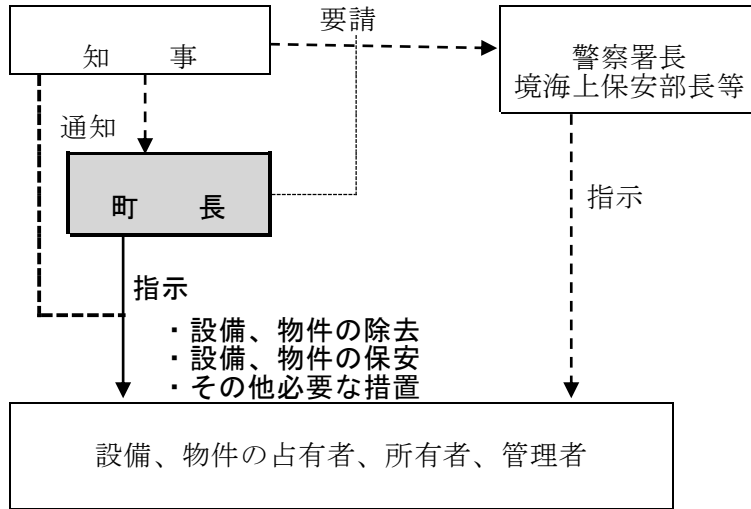
町（総務課）は、町内の放射線使用施設の状況を確認し、必要に応じて対応措置について、県、関係機関に要請します。

ケ 危険動物の逸走時対策

町（総務課）は、町内で危険動物の逸走が発生した場合は、直ちに県及び警察本部、東部消防局に通報し、対応措置を要請するとともに、必要に応じて周辺地区住民への周知、猟友会との連絡調整など必要な措置を行います。

コ 事前措置（法 111）

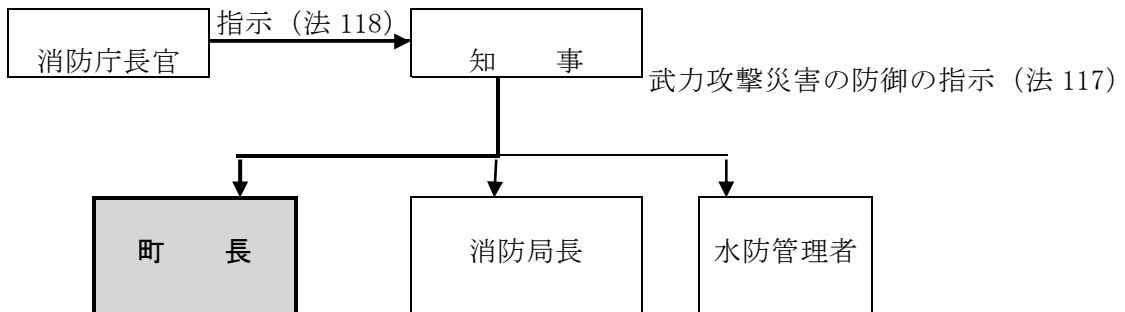
町（総務課ほか各課）は、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件の除去、保安その他必要な措置（補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等）を占有者、所有者又は管理者に対し指示します。



サ 知事の防御の指示（法 117①）

町（総務課）は、知事（防災局）から防御の指示を受けたときは、速やかに指示に基づき、以下のとおり応援等を行います。

- 1 武力攻撃災害の発生前において災害を応急的に防止する
- 2 武力攻撃災害発生時においてこれを鎮圧する



シ 武力攻撃災害対処

(7) 武力攻撃災害への対処

避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「エ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(4) 緊急通報の伝達

避難の準備中に、知事（危機管理局）から緊急通報の通知を受けた場合、市町村（総務課）

は、速やかに別紙第3「緊急避難段階の計画」の「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を伝達します。

(ウ) 応急措置

a 退避の指示

町（総務課ほか各課）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生するおそれがある場合を含みます）、住民を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するた

め特に必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(エ) 対処の指示」に準じて退避を指示します。

b 応急公用負担

町（総務課ほか各課）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生するおそれがある場合を含みます）、武力攻撃災害対処措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(カ) 応急公用負担」に準じて応急公用負担を実施します。

c 警戒区域の設定

町（総務課ほか各課）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生するおそれがある場合を含みます）、住民に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ク) 警戒区域の設定」に準じて警戒区域を設定します。

(エ) 緊急消防援助隊、消防応援隊の要請、受入

町（総務課）は、県（危機管理局）に対し町内の状況を連絡し、必要と認めるときは速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の派遣を求めるとともに、緊急消防援助隊、県内消防応援隊の町内への受け入れ、町内での活動支援などを行います。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、町（町民福祉課）は、「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(5) 住民生活の安定に関する措置等の概要」により、生活関連物資の価格監視等を実施し、必要と認めるときは、県（生活環境部）に対し価格安定措置を実施するよう要請します。

イ ライフライン等の確保

(ア) 町（農林建設課）は、町が管理する上下水道について警戒、情報収集を強化し、応急復旧など確実に確保します。

(イ) 町（農林建設課）は、県、中国電力鳥取営業所、NTT西日本鳥取支店、県LPガス協会などライフライン事業者等との連携を強化し、町内のライフラインの確保に遺漏がないようにします。

(ウ) この際、住民の避難に必要となるライフラインを最優先で確保します。

ウ 防犯等

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、町（総務課）は、「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(5) 住民生活の安定に関する措置等の概要」により、郡家警察署等に対しパトロール等、警戒の強化を要請します。

エ 住民への周知

町（総務課）は、国、県等が実施する国民生活安定措置について住民に広報を行い、不要不急による買い占めの防止など適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 広報の強化

(ア) 町広報の実施

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、町長（総務課）は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。

区分	内 容

広報項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃（予測）事態の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測 (2) 国、県、町などの対応状況 2 注意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 冷静な対応の呼びかけ (2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること (3) 「要請されたときの必要な協力と自発的な意思による協力」の求め (4) 住民からの有事に係る重要な情報について、町に連絡するよう求め 3 避難準備の指示 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難に備えて、最寄りの集合施設等を確認すること (2) 避難に備えて、貴重品など持ち出し品を用意すること（手荷物の制限を含む） (3) 避難に備えて、家族で連絡先、連絡方法などを決めておくこと 4 避難、救援の概要 <p>住民が安心して避難できるよう、以下の項目について適時適切に広報します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難中、避難先での食品、飲料水、生活必需品などは町、県などで用意すること (2) 避難の状況、計画 (3) 避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等 5 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通の規制 (2) 犯罪の予防 (3) 旅行の自粛 (4) 児童生徒の登下校に対する安全確保 (5) 交通機関の運行状況の把握 (6) 火元・危険物の管理や他の安全対策 (7) ボランティア等の流入防止
広報手段	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、広報車、インターネット、臨時町報、回覧、電光掲示板などにより広報を行います。 2 町立観光施設、集客施設等において、場内放送等により観光客等への広報を行います。
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報項目については、県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整を行います。 2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安感を招くことがないように、十分に注意します。 3 混乱発生の恐れが予測される場合は、県、町及び放送機関において随時必要な対応及び住民への広報、通報を行います。

(イ) 広報への協力要請

町（総務課）は、広報の内容、実施について関係機関と密接に連携するとともに、広く住民に対する広報が必要な項目については、以下のとおり関係機関に対し広報への協力

を要請します。

(ウ) 障害者、外国人などへの広報

町は、障がい者、外国人など特に広報が必要な住民に対して、以下のとおり広報を実施し、又は広報への協力を要請します。

a 障害者

町（町民福祉課）は、視覚、聴覚などに障害を有する者への広報について、県（福祉保健部）、障害者団体等と広報内容などを連絡調整の上、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織などの協力を得て実施します。

b 外国人

町（にぎわい創出課）は、外国人への広報について、県（交流人口拡大本部）、国際交流団体等と広報内容などを連絡調整の上、自治会、鳥取大学などの協力を得て実施します。

イ 広聴

町（総務課）は、武力攻撃（予測）事態の認定後速やかに、必要箇所に相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応します。

5 その他

(1) 応急教育

ア 町立学校の避難の準備

教育委員会は、町立学校の状況確認、県教育委員会との連絡調整などを行うとともに、町立学校の避難に備え以下のとおり町立学校に指示します。

1	学校行事、会議、出張等の中止
2	学校、児童・生徒の状況確認と教育委員会への報告
3	児童・生徒への事前連絡と指導
4	武力攻撃発生時の対処の確認、周知
5	教育委員会、町、郡家警察署、東部消防局及び保護者への連絡網の確認
6	教職員の連絡体制の確認と教職員への周知

イ 町立学校の応急教育の準備

町（教育委員会）は、児童生徒の救援・受入に備え、各町立学校の人員、施設などの状況を確認するとともに、応急教育の準備を指示します。

(2) 応急保育

町（町民福祉課）は、「(1) 応急教育」に準じて、保育所の避難の準備及び応急保育の準備を実施します。

(3) 文化財の保護

町（教育委員会）は、町指定文化財等の状況を確認し、所有者等と連絡調整の上、可能であれば所在場所の変更などの保護措置を講じます。

また、県（教育委員会）等が実施する国、県指定文化財の保護について、連絡調整、支援を行います。

(4) 特殊標章等の交付等

ア 特殊標章等

町（総務課ほか各課）は、次の者に特殊標章及び身分証明書を交付するとともに、国民保護措置のために使用される場所・施設等に特殊標章を表示します。

特殊標章、身分証明書等の交付については、台帳により管理します。

1	町職員で国民保護措置に係る職務を行う者
2	町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 赤十字標章等

町（町民福祉課）は、町内の医療のために使用される場所等の赤十字標章等の使用について、県（福祉保健部）申請します。

(5) ボランティア等の流入防止

町（町民福祉課）は、町が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定され、武力攻撃災害などの危険が生ずる可能性があることを広報し、ボランティア等の流入防止を呼びかけます。